

福島県ひとり親家庭等自立支援計画（仮称）
（素案）

平成27年3月

福島県

福島県ひとり親家庭等自立支援計画目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 これまでのひとり親支援の取組	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第2章 福島県の母子家庭を取り巻く状況	
1 人口動態	3
(1) 離婚件数・離婚率の推移	3
(2) ひとり親家庭数の推移	3
2 ひとり親家庭実態調査	5
(1) ひとり親家庭における子どもの状況	6
(2) ひとり親家庭の住居の状況	10
(3) 平均年間収入	11
(4) 就業率	13
(5) ひとり親家庭の養育費取得率等	14
(6) 資格の取得状況	16
(7) どのような就労支援を望むか	19
(8) 相談機関・制度等について	20
(9) 希望する支援制度について	22
(10) 県（行政）に対する意見・要望	23
第3章 これまでの取組みと評価	30
1 子育て支援・生活の場の確保	30
2 就業支援	32
3 養育費の確保	33
4 経済的支援	33
第4章 計画の理念及び基本方針	35
1 計画の理念	35
2 他の計画との関連	35
3 基本方針	36
4 具体的取組	37
第5章 具体的取組	39
1 相談・情報提供機能の充実	39
2 子育て環境づくりと生活支援策の充実	40
(1) 保育サービスの充実	40
(2) 放課後児童の健全育成の推進	40
(3) 公営住宅への優先入居の推進	41
(4) 子どもの育ちへの支援	41
3 就業支援の促進	42
(1) 就業相談	43
(2) 就業のあっせん	43

(3) より良い就業に向けた職業能力の開発支援	44
4 養育費確保対策の充実	45
5 自立を支援するための経済的支援	46
(1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務	46
(2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営	47
(3) 母子父子福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務	48
 第6章 計画の実現に向けて	 49
 附属資料	 50
利用できる福祉制度	51
1 児童扶養手当	51
2 ひとり親家庭医療費助成事業	51
3 母子父子寡婦福祉資金貸付金	51
4 生活保護	51
5 福島県母子家庭等就業・自立支援センター	51
6 自立支援教育訓練給付金事業	52
7 高等職業訓練促進給付金等事業	52
8 公共職業安定所（ハローワーク）	52
9 保育所	53
10 放課後児童クラブ	53
11 ファミリー・サポート・センター	53
12 こども緊急サポートネットワークふくしま	54
13 公営住宅	54
14 福島県奨学生	54
15 高等学校修学支援金制度	55
16 高校生等奨学給付金制度	56
17 JR通勤（鉄道）定期の割引制度	55
18 福島県保健福祉事務所等	56
19 福島県児童相談所	56
20 福島県女性のための相談支援センター	56
21 福島県男女共生センター	57
22 福島家庭裁判所	57
23 福島県弁護士会	57
24 福島県こども救急電話相談	58
各市町村担当窓口一覧	58
 参考資料	 60
1 計画策定（改訂）	61
2 ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会設置要綱	62
3 ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会委員名簿	64

第1章 計画の策定にあたって

1 これまでのひとり親支援の取組

(1) 「福島県母子寡婦自立支援計画」(平成17年度～平成21年度)

県においては、母子家庭及び寡婦世帯の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とする「福島県母子寡婦自立支援計画」を策定し、母子家庭及び寡婦世帯の自立を支援するため取り組んできました。

(2) 「福島県母子家庭等自立支援計画」(平成22年度～平成26年度)

平成20年4月に、国は、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を改正しました。県においても、母子家庭及び寡婦世帯さらには父子家庭(以下「母子家庭等」という。)を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、母子家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要があることから、平成22年3月、母子家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、「福島県母子寡婦自立支援計画」を「福島県母子家庭等自立支援計画(平成22年度～平成26年度)」として改訂いたしました。

(3) その後、平成24年9月、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したこと等に伴い、平成25年3月、国は、「基本方針」について、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「ひとり親家庭」という。)の就業を確保をするための特別の配慮等についての規定等を加え一部改正を行いました。

また、平成26年10月には、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正し、関係機関の責務の創設、父子家庭を新たに支援対象とすることに伴う名称変更等、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等の規定を創設しました。そのほか、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困に関する指標としてひとり親家庭の進学率及び就職率等が設定されました。

このような状況を踏まえ、県では、引き続き、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の就業・自立に向けて支援体制を確立し、子どもの心身にわたる健やかな育成とひとり親家庭等の健康で文化的な生活が実現を目指すため、今回新たに計画を策定することといたしました。

【この計画における用語の定義】

母子家庭（母子世帯）：離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭（世帯）

父子家庭（父子世帯）：離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭（世帯）

寡婦（寡婦世帯）：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある方（世帯）

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯

2 計画の性格

- (1) 本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進支援計画として、本県がひとり親家庭等対策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」のもとに策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本計画は、その「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画となります。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としています。

この間、社会情勢や国の施策動向などに変化が生じた場合は、見直しを行い、継続して自立を支援していきます。

第2章 福島県のひとり親家庭を取り巻く状況

1 人口動態

(1) 離婚件数・離婚率の推移

県内の離婚率は、全国よりやや減少しています。

ア 全国の推移

(単位：件、人口千対)

平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
257,475	254,832	251,136	253,353	251,378	235,719	235,406	231,384
2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84

「厚生労働省 人口動態調査」

イ 福島県内の推移

(単位：件、人口千対)

平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
4,152	4,159	3,991	3,993	3,965	3,341	3,210	3,246
2.01	2.02	1.95	1.97	1.96	1.69	1.64	1.67

「厚生労働省 人口動態調査」

(2) ひとり親家庭数の推移

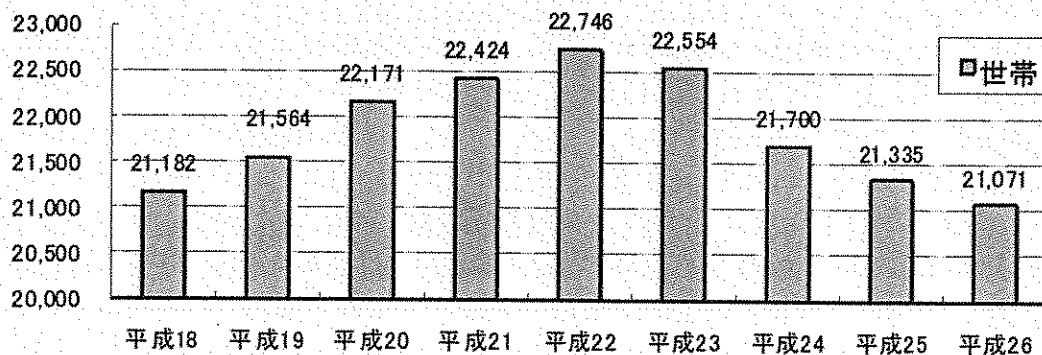
①母子家庭の世帯数

県内の母子家庭の世帯数は平成 22 年度までは増加傾向にありましたが、平成 23 年度以降は、やや減少傾向となっています。

(単位：世帯、平成 18 年を 100 とした伸び率)

平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
21,182	21,564	22,171	22,424	22,746	22,554	21,700	21,335	21,071
100.0	101.8	104.7	105.9	107.3	106.5	102.4	100.7	99.5

各年 6 月 1 日現在 「県児童家庭課調べ」



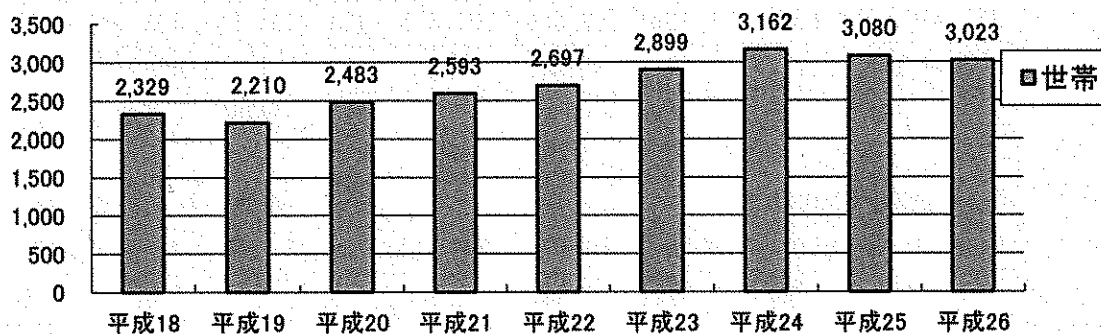
②父子家庭の世帯数

県内の父子家庭の世帯数は平成 20 年度以降増加傾向にありましたが、平成 24 年度以降は、やや減少傾向となっています。

(単位：世帯、平成 18 年を 100 とした伸び率)

平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
2,329	2,210	2,483	2,593	2,697	2,899	3,162	3,080	3,023
100.0	94.9	106.6	111.3	115.8	124.5	135.8	132.2	129.8

各年 6 月 1 日現在 「県児童家庭課調べ」



2 ひとり親家庭実態調査

本県では、平成26年度に県内に居住する児童扶養手当受給資格のあるひとり親家庭の皆さん及び県内市町村の協力を得て、福島県ひとり親家庭実態調査を行いました。

アンケート調査票は、平成26年度現況届提出に併せて県内に居住する児童扶養手当受給資格のあるひとり親家庭1,000世帯に御協力をいただき、そのうち、598世帯と多くの方々から回答が寄せられ、これに、各種統計データを加え集計・分析を進めました。

その結果、さまざまな姿が浮かび上がってきました。

参考 福島県ひとり親家庭実態調査の調査概要

(1) 調査対象

県内に居住する児童扶養手当受給資格のあるひとり親家庭のうち、平成26年4月30日現在の県全体の受給資格者に占める各市町村受給資格者の割合により割り当てた1,000世帯を対象としました。

(2) 調査手法

①県から市町村に調査票を送付

②市町村は、対象者を任意抽出の上、平成26年度児童扶養手当現況届提出通知に併せて対象者に調査票を送付

③市町村は、対象者からの現況届提出に併せて対象者から回答のあった調査票を回収

④市町村は、回収した調査票を県に送付

(3) 調査実施期間

調査票配布 平成26年7月下旬

調査基準日 平成26年8月1日

調査票回収 市町村で平成26年9月1日までに回答のあった調査票について平成26年9月13日まで県に送付

回収数 598件

回収率 59.8% (598件/1,000件)

(4) 留意点

本調査は、本県児童扶養手当受給資格者を対象として実施しているものであり、ひとり親家庭の全体像を反映しているものではないこと。

(1)ひとり親家庭における子供の状況

○ 家族数

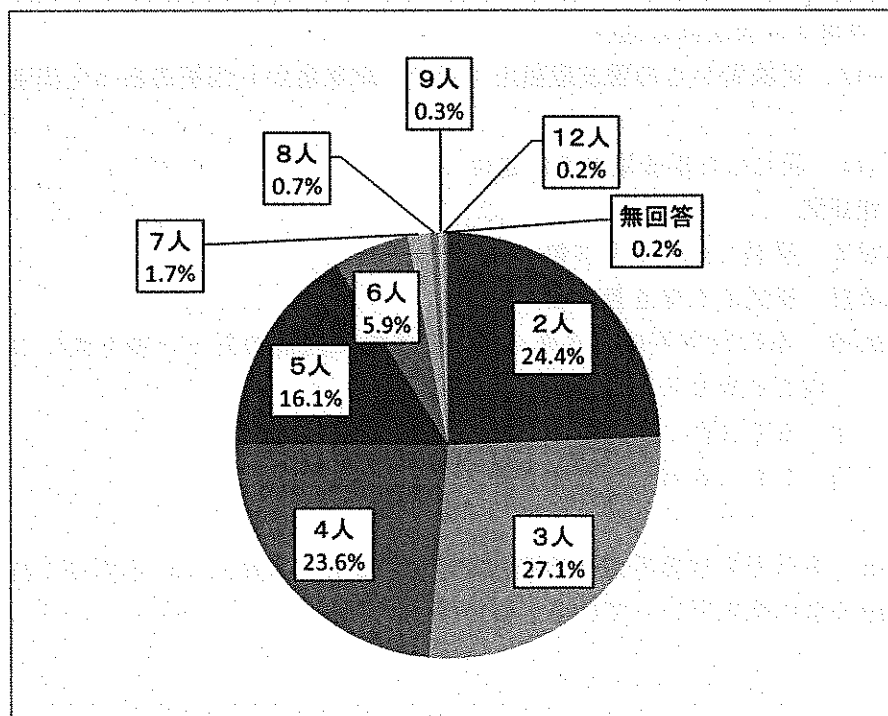
ひとり親家庭の家族の人数は598世帯のうち、3人家族が162世帯(27.1%)、2人家族が146世帯(24.4%)、4人家族が141世帯(23.6%)となっており、全体の約7割が2人～4人世帯となっています。

前回調査(H21)では、3人(29.0%)、4人(23.1%)、2人(22.0%)の順であった。

福島県の世帯平均は、平均は、2.7人(平成26年10月1日現在)となっている。

(県統計調査課「福島県の推計人口」)

カテゴリ	回答数	%
2人	146	24.4%
3人	162	27.1%
4人	141	23.6%
5人	96	16.1%
6人	35	5.9%
7人	10	1.7%
8人	4	0.7%
9人	2	0.3%
12人	1	0.2%
無回答	1	0.2%
計	598	100.0%



○世帯人員は「3人」の割合が最も高く、以下「2人」、「4人」と続く。

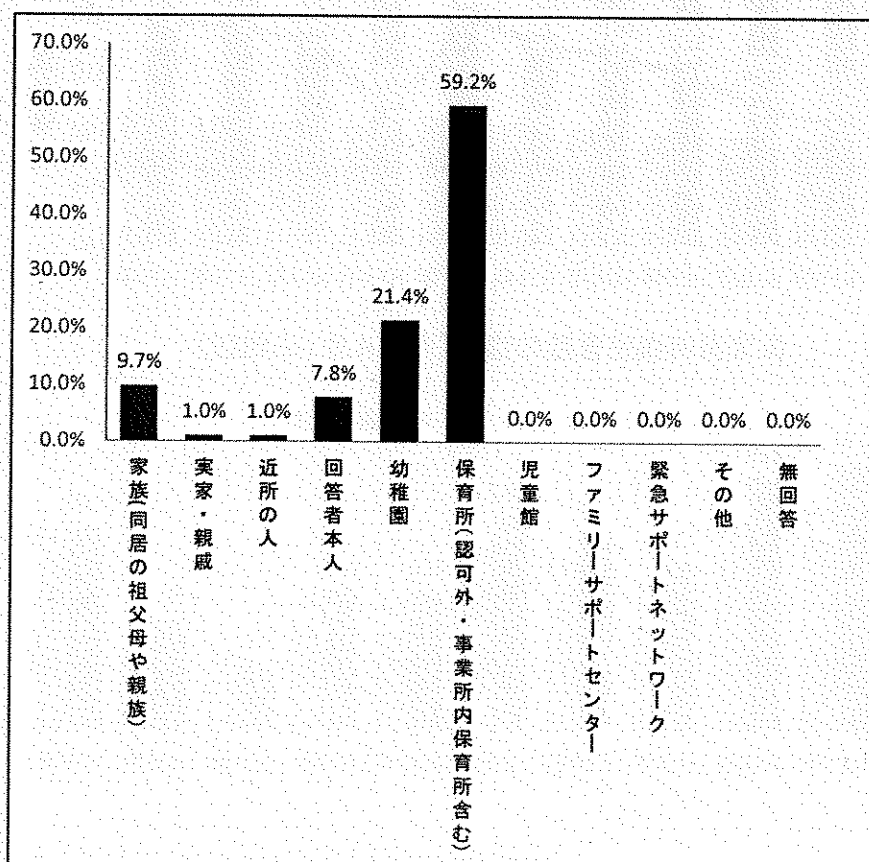
○ 子供の面倒をみている人(場所)ー小学校入学前ー

598世帯のうち、小学校入学前の子どもを持つ103世帯では、日中、保育所(認可外・事業所内保育所を含む。)に預けているのが61世帯(59.2%)、幼稚園に預けている22世帯(21.4%)となっています。

前回調査(H21)は、保育所(認可外・事業所内保育所を含む。)が56.6%、幼稚園が18.3%であり、保育所等に預けている割合が増加しています。

家族(同居の祖父母や親族)が面倒見ている割合は9.7%で、前回(H21)の10.5%より減少しています。

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
家族(同居の祖父母や親族)	10	9.7%	10.5%
実家・親戚	1	1.0%	3.7%
近所の人	1	1.0%	0.0%
回答者本人	8	7.8%	10.5%
幼稚園	22	21.4%	18.3%
保育所(認可外・事業所内保育所含む)	61	59.2%	56.6%
児童館	0	0.0%	0.0%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.4%
無回答	0	0.0%	0.0%
計	103	100.0%	100.0%



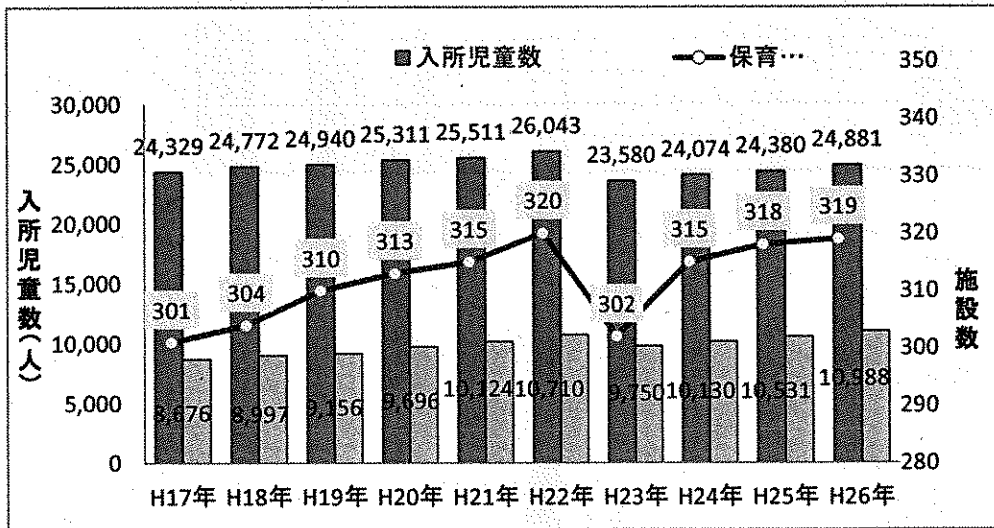
参考 保育所の利用状況

認可保育所は平成26年4月1日現在、54市町村の319箇所設置されています。(震災の影響等により閉園中の施設を除く)

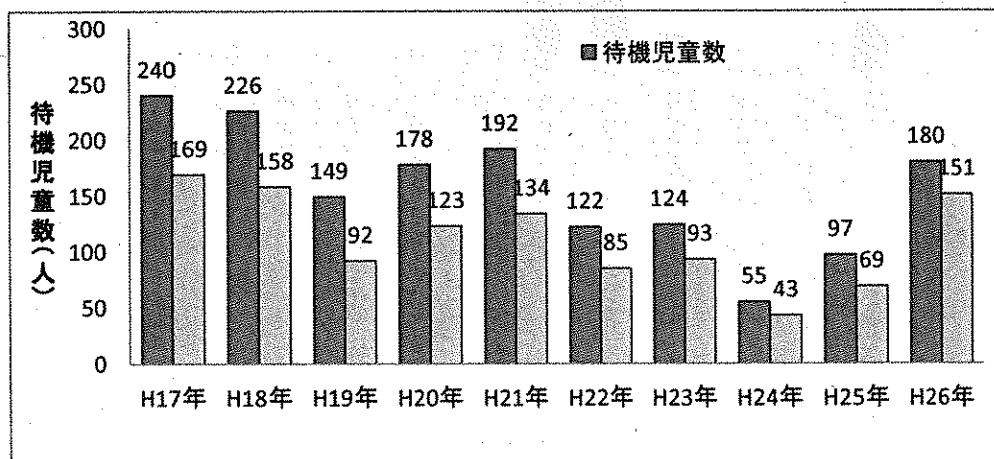
震災後、休園する保育所が増え、入所児童数は一時期減少しましたが、徐々に増加してきており、平成26年の入所児童数は24,881人となっています。(うち低年齢児(0歳から2歳児)10,988人)

一方で、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童は、入所児童数の減少から震災後減少していましたが、平成26年には震災前の水準まで増えてしまい180人となっています。そのうち低年齢児については、83.9%と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。

保育所数及び入所児童数の推移(各年4月1日現在)



保育所待機児童数の推移(各年4月1日現在)



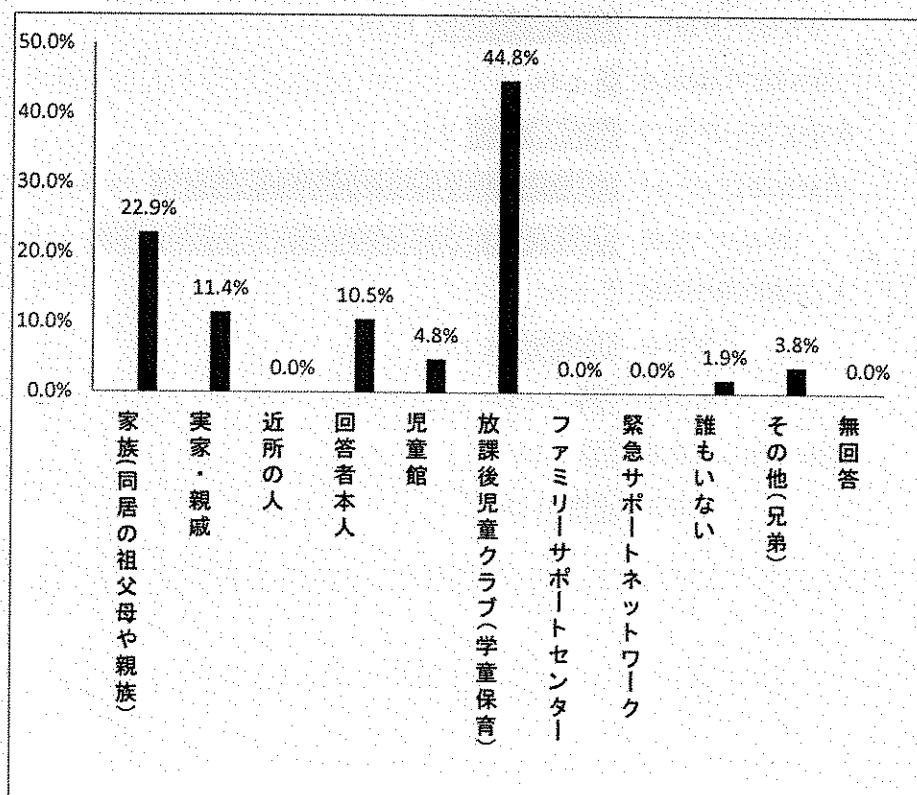
県子育て支援課「保育所入所待機児童数調、厚生労働省報告」

○ 子供の面倒をみている人(場所)ー小学校低学年ー

598世帯のうち小学校低学年の子どもを持つ105世帯の子どもの面倒をみている人(場所)は、放課後児童クラブ(学童保育)47世帯(44.8%)、家族が面倒をみている24世帯(22.9%)、次いで実家の親や親戚が12世帯(11.4%)となっています。

前回調査(H21)では「誰もいない」との回答が1割弱(9.9%)存在したが、今回調査では、1.9%とかなり減少しているが、県(行政)に対する意見・要望では、学童クラブの充実が求められています。(新規設置、病気の際の預かり先、学年制限の撤廃、指導者の専門性の向上、利用料の減額等)

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
家族(同居の祖父母や親族)	24	22.9%	25.5%
実家・親戚	12	11.4%	9.5%
近所の人	0	0.0%	0.0%
回答者本人	11	10.5%	14.6%
児童館	5	4.8%	9.2%
放課後児童クラブ(学童保育)	47	44.8%	29.6%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%	0.0%
誰もいない	2	1.9%	9.9%
その他(兄弟)	4	3.8%	1.7%
無回答	0	0.0%	0.0%
計	105	100.0%	100.0%



(2)ひとり親家庭の住居の状況

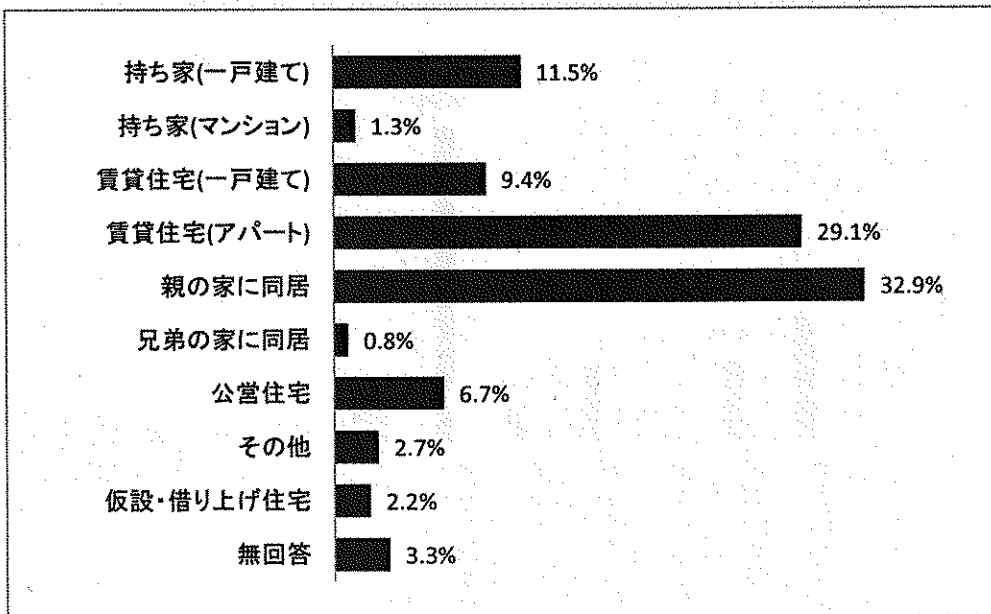
ひとり親家庭の居住形態をみると、親の家に同居197世帯(32.9%)、賃貸住宅(アパート)174世帯(29.1%)、賃貸住宅(一戸建て)56世帯(9.4%)となっています。

前回(H21)は、親の家に同居33.7%、賃貸住宅(アパート)31.7%、賃貸住宅(一戸建て)10.6%、公営住宅9.9%となっており、ほぼ同様の状況となっています。

、公営住宅は、40世帯(6.7%)と少なく、県(行政)に対する意見・要望でも、公営住宅への入居希望に関する要望が多数寄せられています。

このことから、公営住宅入居のための施策が必要とされています。

カテゴリ	回答数	%
持ち家(一戸建て)	69	11.5%
持ち家(マンション)	8	1.3%
賃貸住宅(一戸建て)	56	9.4%
賃貸住宅(アパート)	174	29.1%
親の家に同居	197	32.9%
兄弟の家に同居	5	0.8%
公営住宅	40	6.7%
その他	16	2.7%
仮設・借り上げ住宅	13	2.2%
無回答	20	3.3%
計	598	100.0%

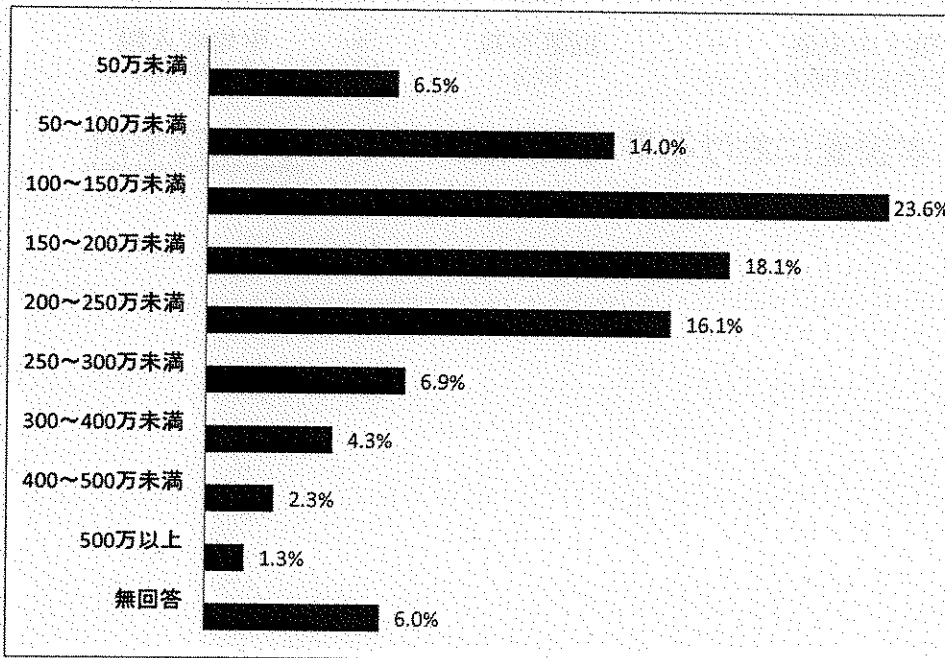


(3) 平均年間収入

県内の母子世帯の平成25年の収入を見てみると、100～150万円未満が141世帯(23.6%)、150～200万円未満が108世帯(18.1%)、200～250万円未満96世帯(16.1%)、50～100万円未満84世帯(14.0%)となっており、300万円未満の世帯が468世帯と、全体の85.1%を占めています。

このことから、自立のために収入を伸ばす施策が必要となります。

カテゴリ	回答数	%
50万未満	39	6.5%
50～100万未満	84	14.0%
100～150万未満	141	23.6%
150～200万未満	108	18.1%
200～250万未満	96	16.1%
250～300万未満	41	6.9%
300～400万未満	26	4.3%
400～500万未満	14	2.3%
500万以上	13	1.3%
無回答	36	6.0%
計	598	100.0%



<参考>

区 分	(万円)				
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全世帯収入	547.5	549.6	538	548.2	537.2
母子世帯収入	231.4	262.6	252.3	250.1	243.4

厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」による。

○本設問における回答者の平均収入額(算出方法等詳細は次ページを参照)を算出してみると、平均「約177.9万円」であり、また、年収300万円未満の家庭は85.1%を占めており、児童扶養手当受給対象の母子家庭の収入状況は厳しい状況にある。

○平均収入額を算出すると下表のようになります。

カテゴリ	回答件数	中央値	件数×中央値
50万未満	39	25万円	9,750,000
50～100万未満	84	75万円	63,000,000
100～150万未満	141	125万円	176,250,000
150～200万未満	108	175万円	189,000,000
200～250万未満	96	225万円	216,000,000
250～300万未満	41	275万円	112,750,000
300～400万未満	26	350万円	91,000,000
400～500万未満	14	450万円	63,000,000
500～600万未満	8	550万円	44,000,000
600～700万未満	2	650万円	13,000,000
700～800万未満	3	750万円	22,500,000
計	562		1,000,250,000

注:中央値は、表側の中位の仮数字です。無回答(者)は除いています。

$$\begin{array}{rclcl} \text{件数} \times \text{中央値} & \div & \text{回答件数} & = & \text{平均収入額} \\ 1,000,250,000 & \div & 562 & = & 1,779,804 \end{array}$$

本調査における平均収入額 **177万9千円**

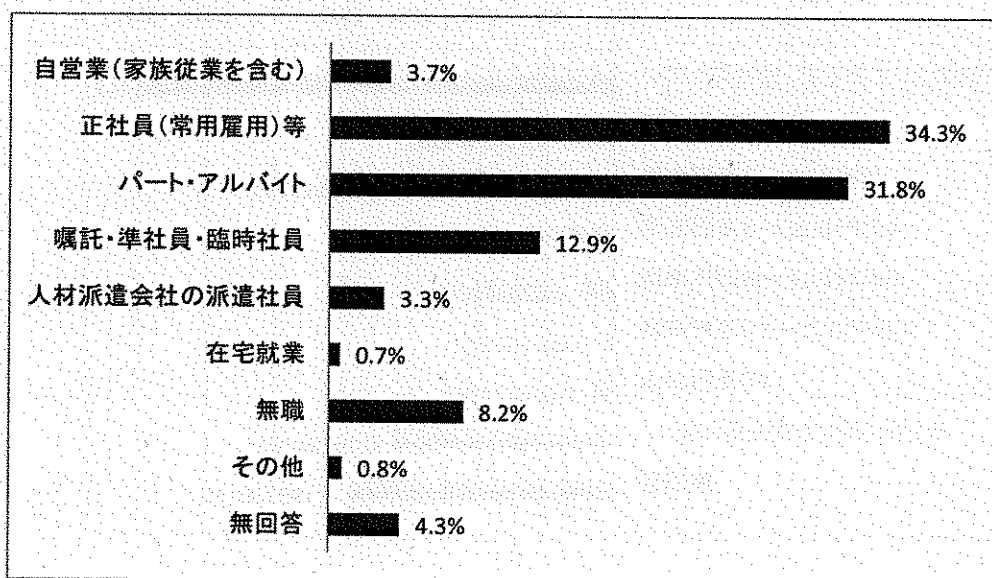
(4) 就業率

598世帯の就業状況については、無職(49世帯)、その他(5世帯)、無回答(26世帯)を除く518世帯(86.6%)が、何らかの形で就業しており、ひとり親家庭等の就業割合は、非常に高い事が伺えます。

しかし、パート、アルバイト、嘱託・準職員・臨時職員、人材派遣会社の派遣職員、在宅就業の「非正規職員」が5割弱(48.7%)にのぼり、不安定な就労(収入面・待遇面)が多いことが取れます。

このことから、安心して就労できる施策が必要となります。

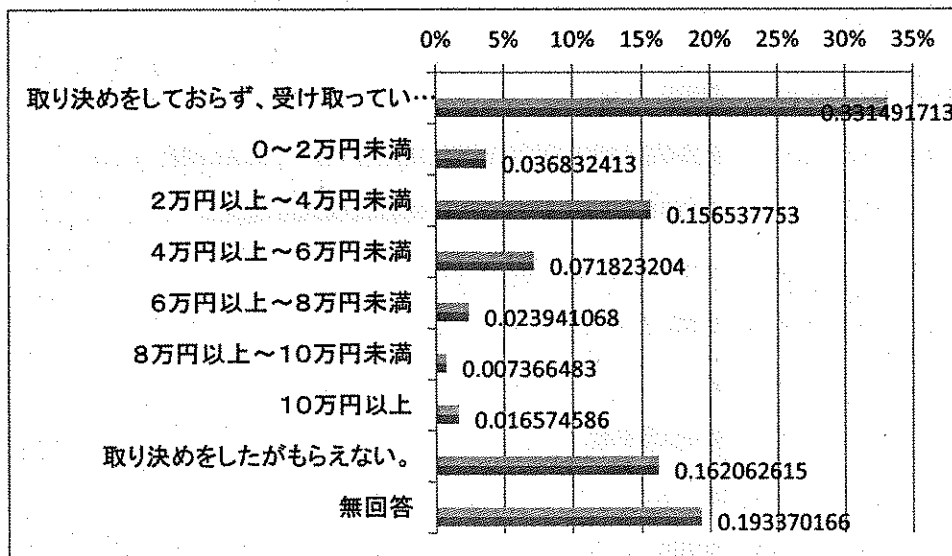
カテゴリ	回答数	%	H21
自営業(家族従業を含む)	22	3.7%	3.4%
正社員(常用雇用)等	205	34.3%	35.7%
パート・アルバイト	190	31.8%	32.5%
嘱託・準社員・臨時社員	77	12.9%	9.7%
人材派遣会社の派遣社員	20	3.3%	5.3%
在宅就業	4	0.7%	0.5%
無職	49	8.2%	12.1%
その他	5	0.8%	0.1%
無回答	26	4.3%	0.7%
計	598	100.0%	100.0%



(5)ひとり親家庭の養育費の取得率等

ひとり親家庭になった事由が「離婚」である543世帯について、養育費の取
 子育てをして行くうえで大きな力となる養育費は、半数近くが取り決めをして
 このことから、養育費に係る相談体制の充実に努めるとともに、養育費の取

カテゴリ	件数	%	前回(H21)
取り決めをしておらず、受け取っていない	180	33.1%	46.1%
0～2万円未満	20	3.7%	7.5%
2万円以上～4万円未満	85	15.7%	8.4%
4万円以上～6万円未満	39	7.2%	6.1%
6万円以上～8万円未満	13	2.4%	1.6%
8万円以上～10万円未満	4	0.7%	0.5%
10万円以上	9	1.7%	0.3%
取り決めをしたがもらえない	88	16.2%	27.3%
無回答	105	19.3%	2.2%
合計	543	100.0%	100.0%



○ 仮に養育費の平均額を算出すると下表のようになります。

「参考値」

(単位:万円)

養育費	件数 (a)	中央値 (b)	(a)×(b)
0 ~ 2万円未満	20	1	20
2 ~ 4万円未満	85	3	255
4 ~ 6万円未満	39	5	195
6 ~ 8万円未満	13	7	91
8 ~ 10万円未満	4	9	36
10万円以上	9	11	99
合計	170	—	696

①

②

注意: 中央値は、表側の注意の仮数字です。
 「取り決めをしていないので、もらっていない。」「取り決めをしたがもらえない。」「無回答」は除きます。

平均値(②÷①) 40.941

本調査における養育費の平均額 4万1千円/月

○ ひとり親になった理由

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
死別	0	0.0%	0.5%
離婚	541	90.5%	90.0%
未婚・非婚	52	8.7%	5.9%
行方不明・失踪	0	0.0%	0.3%
遺棄	0	0.0%	—
相手の心身障害	0	0.0%	0.3%
相手からの暴力	3	0.5%	—
その他	2	0.3%	0.5%
別居	—	—	0.3%
無回答	0	0.0%	2.5%
合計	598	100%	100%

未婚・非婚の割合が上昇しました。
 相手からの暴力が理由とする回答が3件ありました。

未婚・非婚のひとり親や相手からの暴力(DV)による被害者のひとり親への相談や情報提供を充実する必要があります。

(6) 資格の取得状況

○ ひとり親家庭になる前に取得していた資格(1人2資格まで記載)

ひとり親家庭になる前に何らかの資格を持っていた方は4割強(41.8%)です。

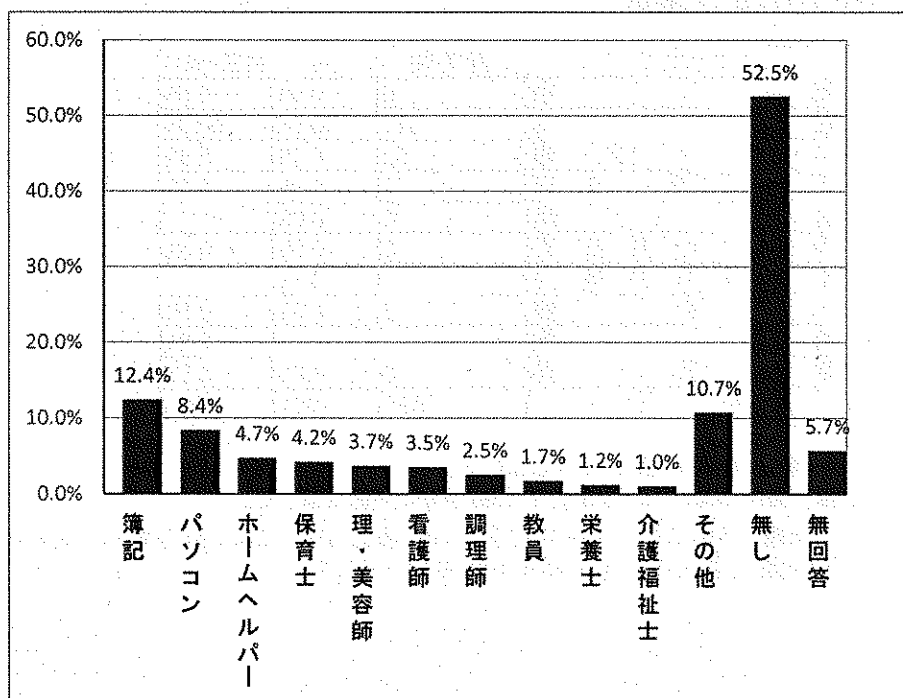
その資格の種類を見ると、「簿記」74人(12.4%)で、次いで「パソコン」50人(8.4%)となっています。

半数以上(52.5%)が、ひとり親家庭になる前に何の資格も有していません。

カテゴリ	複数回答	%
	合計	
簿記	74	12.4%
パソコン	50	8.4%
ホームヘルパー	28	4.7%
保育士	25	4.2%
理・美容師	22	3.7%
看護師	21	3.5%
調理師	15	2.5%
教員	10	1.7%
栄養士	7	1.2%
介護福祉士	6	1.0%
その他	64	10.7%
無し	314	52.5%
無回答	34	5.7%
計	598	112.0%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を対象者数(598人)で割って100をかけた数値です。



○ ひとり親家庭になってから取得した資格(1人2資格まで記載)

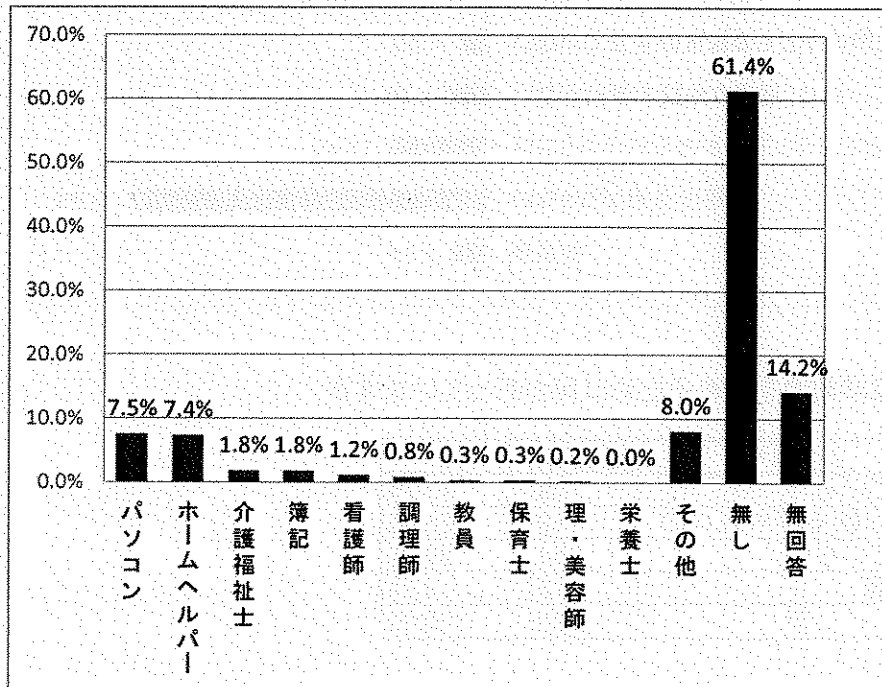
ひとり親家庭になってから取得した資格については、パソコン45人(7.5%)、ホームヘルパー44人(7.4%)等となっています。

一方、「無し」の方が、598人中367人(61.4%)います。ひとり親家庭の資格取得が困難である状況が伺えます。

カテゴリ	複数回答 合計	%
パソコン	45	7.5%
ホームヘルパー	44	7.4%
介護福祉士	11	1.8%
簿記	11	1.8%
看護師	7	1.2%
調理師	5	0.8%
教員	2	0.3%
保育士	2	0.3%
理・美容師	1	0.2%
栄養士	0	0.0%
その他	48	8.0%
無し	367	61.4%
無回答	85	14.2%
計	598	105.0%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を対象者数(598人)で割って100をかけた数値です。



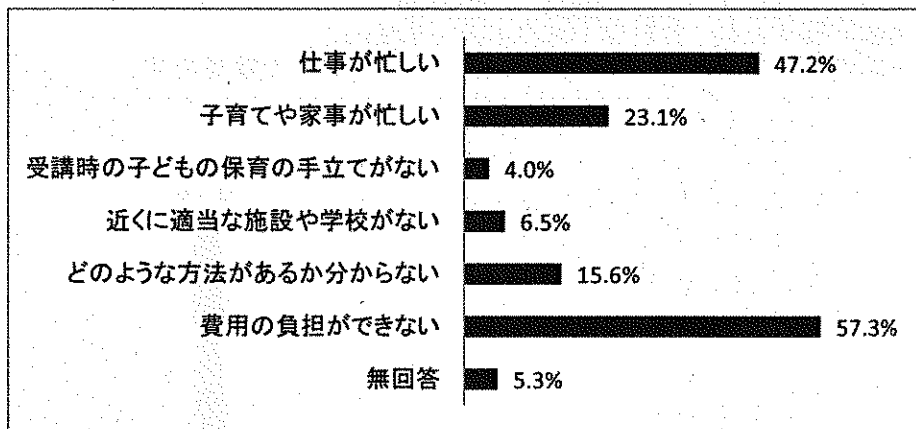
○ 資格や技能習得を行っていない理由(2つまで選択)

「職業能力を高めるために、何か行っているか」との問いに「希望があるがやれない」、「行っていない」と回答した506人について、資格や技能習得を行っていない理由を尋ねたところ、費用の負担ができない290人(57.3%)、仕事が忙しい239人(47.2%)などとなっています。

「どのような方法があるか分からない」「費用の負担ができない」と回答した人が79人いることから、技能取得のための制度等について、情報提供機能を充実していく必要があります。

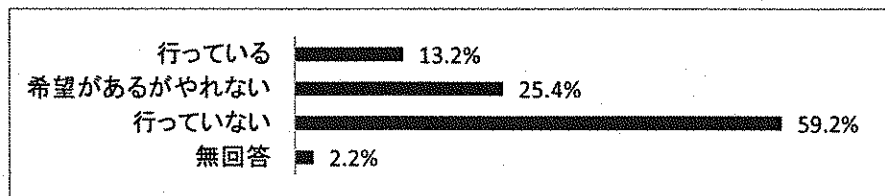
カテゴリ	複数回答 合計	%	前回(H21)
仕事が忙しい	239	47.2%	38.2%
子育てや家事が忙しい	117	23.1%	16.7%
受講時の子どもの保育の手立てがない	20	4.0%	3.1%
近くに適切な施設や学校がない	33	6.5%	10.6%
どのような方法があるか分からない	79	15.6%	15.1%
費用の負担ができない	290	57.3%	66.8%
無回答	27	5.3%	6.0%
合計	506	159.1%	156.5%

※合計は、対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。
※%は、件数を506で割って100を掛けた数値です。



○ 職業能力を高めるために何か行っていますか

カテゴリ	回答数	%
行っている	79	13.2%
希望があるがやれない	152	25.4%
行っていない	354	59.2%
無回答	13	2.2%
計	598	100.0%



(7)どのような就労支援を望むか(3つまで選択)

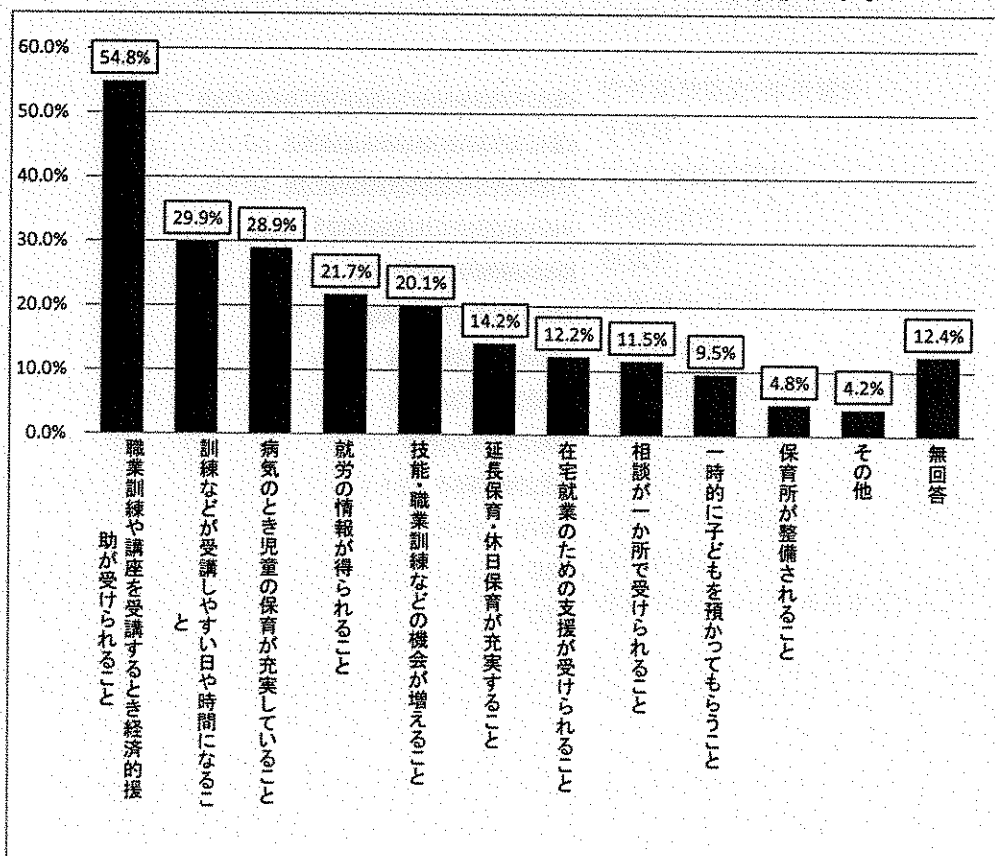
希望する就労支援について尋ねたところ、職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられることが328人(54.8%)となっており、多数の方から職業訓練や講座受講時の経済的支援が求められています。

こうしたことから、就業に有利な資格取得を進める必要があります。

カテゴリ	複数回答	%
	合計	
職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられること	328	54.8%
訓練などが受講しやすい日や時間になること	179	29.9%
病気のとき児童の保育が充実していること	173	28.9%
就労の情報が得られること	130	21.7%
技能・職業訓練などの機会が増えること	120	20.1%
延長保育・休日保育が充実すること	85	14.2%
在宅就業のための支援が受けられること	73	12.2%
相談が一か所で受けられること	69	11.5%
一時的に子どもを預かってもらうこと	57	9.5%
保育所が整備されること	29	4.8%
その他	25	4.2%
無回答	74	12.4%
対象者数	598	224.4%

※複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を回答者数(598人)で割って100をかけた数値です。



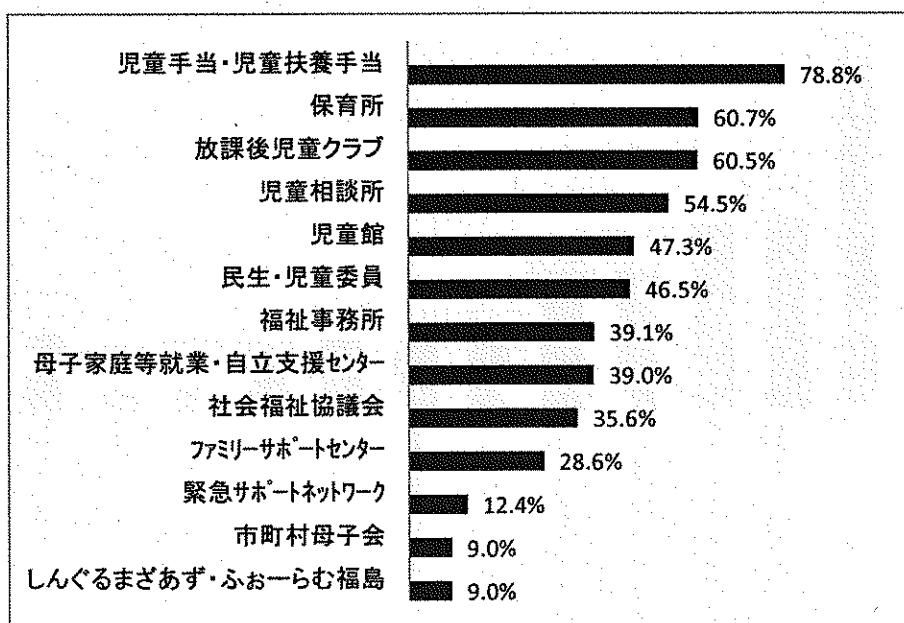
(8) 相談機関・制度等について

○ 認知度(知っているものすべて選択)

児童手当・児童扶養手当、保育所、放課後児童クラブ(学童保育)については、60%以上の方に認知されています。また、児童相談所が50%以上、民生・児童委員は40%以上と福祉に関する機関・制度の認知度が高くなっています。

母子家庭等の就業支援において重要な役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターについては、更なる周知を図る必要性があります。

カテゴリ	回答数	%
	知っている	
児童手当・児童扶養手当	471	78.8%
保育所	363	60.7%
放課後児童クラブ	362	60.5%
児童相談所	326	54.5%
児童館	283	47.3%
民生・児童委員	278	46.5%
福祉事務所	234	39.1%
母子家庭等就業・自立支援センター	233	39.0%
社会福祉協議会	213	35.6%
ファミリーサポートセンター	171	28.6%
緊急サポートネットワーク	74	12.4%
市町村母子会	54	9.0%
しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島	54	9.0%
対象者数	598	521.1%



○ 利用度・満足度(今までに利用したことのあるものすべて選択)

実際に利用した制度については、児童手当・児童扶養手当が61.7%、保育所34.3%、放課後児童クラブ27.4%となっています。

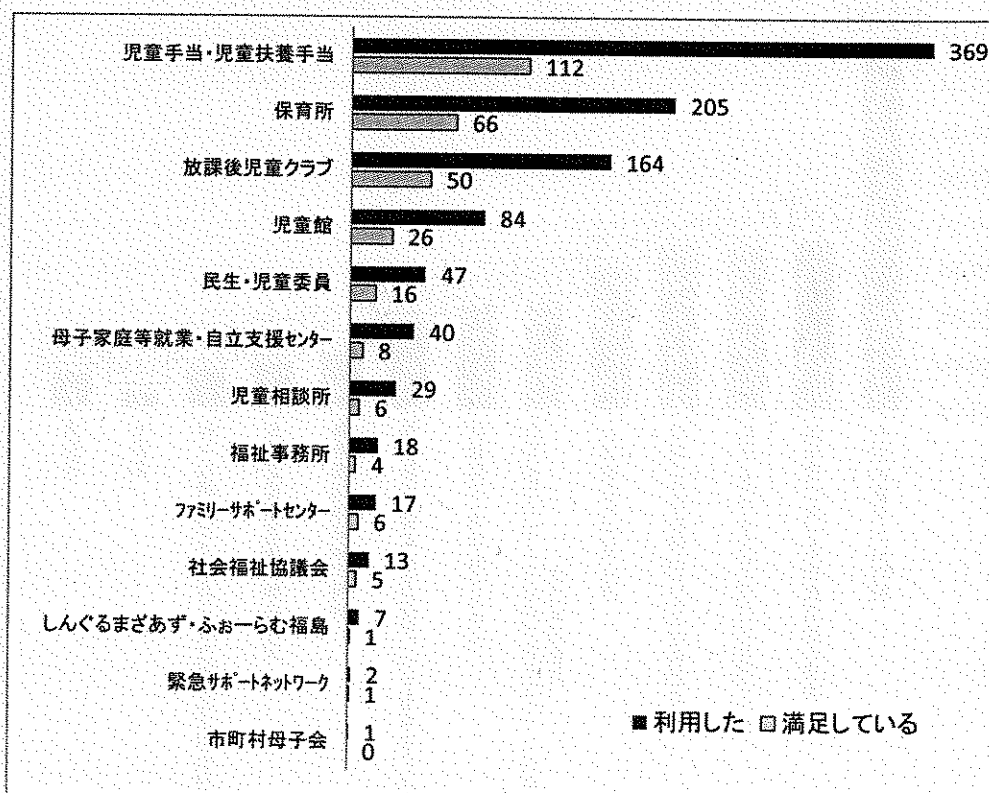
制度の利用について、さらに広報を行っていく必要があります。
また、制度の満足度を上げるため、更なる取組が必要です。

カテゴリ	回答数		回答数	
	利用した	% ※1	満足している	% ※2
児童手当・児童扶養手当	369	61.7%	112	30.4%
保育所	205	34.3%	66	32.2%
放課後児童クラブ	164	27.4%	50	30.5%
児童館	84	14.0%	26	31.0%
民生・児童委員	47	7.9%	16	34.0%
母子家庭等就業・自立支援センター	40	6.7%	8	20.0%
児童相談所	29	4.8%	6	20.7%
福祉事務所	18	3.0%	4	22.2%
ファミリーサポートセンター	17	2.8%	6	35.3%
社会福祉協議会	13	2.2%	5	38.5%
しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島	7	1.2%	1	14.3%
緊急サポートネットワーク	2	0.3%	1	50.0%
市町村母子会	1	0.2%	0	0.0%
対象者数	598	166.6%		359.0%

※複数回答のため、合計は100%になりません。

※1の%は件数を回答者数(598人)で割って100をかけた数値です。

※2の%は件数を各項目の利用者数で割って100をかけた数値です。

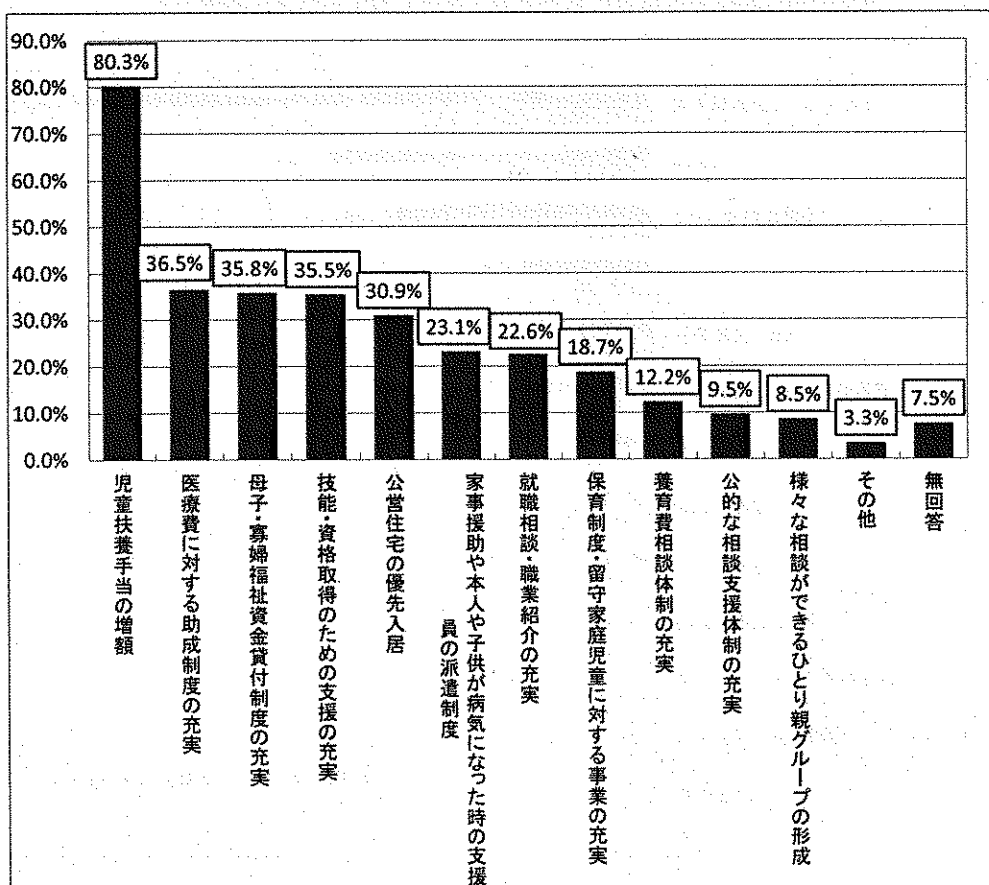


(9) 希望する支援制度について(3つまで選択可)

ひとり親家庭が希望する支援制度では、現在も続く厳しい経済雇用情勢を反映し、児童扶養手当の増額や、医療費に対する助成の充実など経済的支援策に対するものが多くなっています。

カテゴリ	複数回答	
	回答数	%
児童扶養手当の増額	480	80.3%
医療費に対する助成制度の充実	218	36.5%
母子・寡婦福祉資金貸付制度の充実	214	35.8%
技能・資格取得のための支援の充実	212	35.5%
公営住宅の優先入居	185	30.9%
家事援助や本人や子供が病気になった時の支援員の派遣制度	138	23.1%
就職相談・職業紹介の充実	135	22.6%
保育制度・留守家庭児童に対する事業の充実	112	18.7%
養育費相談体制の充実	73	12.2%
公的な相談支援体制の充実	57	9.5%
様々な相談ができるひとり親グループの形成	51	8.5%
その他	20	3.3%
無回答	45	7.5%
対象者数	598	324.4%

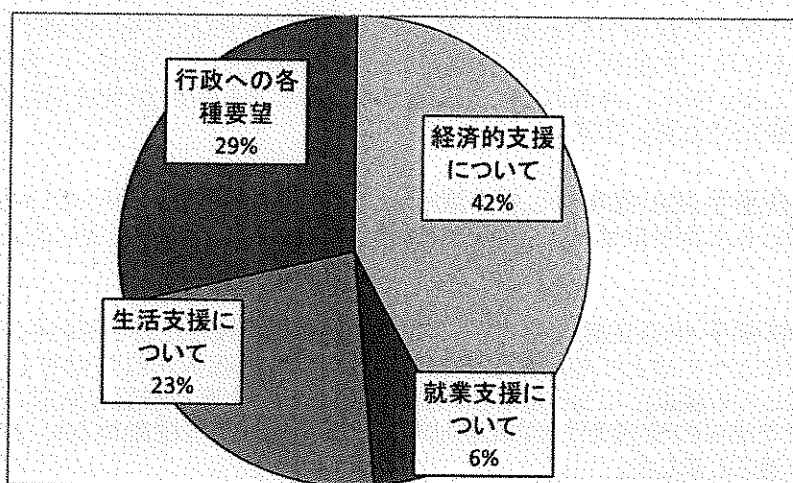
※複数回答のため、合計は100%になりません。
 ※%は件数を回答者数(598人)で割って100をかけた数値です。



(10) 県(行政)に対する意見・要望

内容別の状況は次のとおりです。

カテゴリ	件数	%
経済的支援について	72	42.0%
就業支援について	11	6.0%
生活支援について	39	23.0%
行政への各種要望	49	29.0%
合計	171	100.0%



最も多かったのが『児童扶養手当』、『ひとり親医療費助成事業』、『母子寡婦福祉資金貸付金』などに関する「経済的支援について」の意見・要望である。(72件)その中でも、『児童扶養手当』に関するものが46件で最も多かった。

『児童扶養手当』に関するものの主なものは、支給額の引上げに関するもので、支給額そのものが少ないとするもの、第2子・第3子以降の加算額制度の改正要望、一部支給停止措置の撤廃などである。

「就業支援について」11件の内訳は『技能・資格所得のための支援の充実』に関するもの4件、『その他』の要望等7件となっており、その他要望の中では、社会全体での母子家庭の就業への理解・協力を求めるものが多かった。

「生活支援について」39件の内訳は、『保育所や学童等子どもに関する支援』17件、『住居の安定確保』に関するもの16件、『その他』6件となっている。

『住居の安定確保』に関するものについては、公営住宅の充実や優先入居に関するものが多数を占めた。

以下、具体的な意見や要望の一部を内容別に紹介します。(※原文のまま記載。ただし、省略された言葉等については適宜補いました。)

○ 経済的支援について

児童扶養手当の支給が、高校生(18歳)までなのは困る。今の時代、大学進学等、更にお金がかかる時に手当支給がなくなるのはおかしいと思う。また、子供の人数が増えても一人の額とほぼ同額は、子供一人一人を“人”として見ていない感じがする。子供は1人でも、2人でも、3人でもそれぞれひとりひとりに同じ額だけお金がかかるのだから、「一人につき、いくら」という計算をするべきではないか。今まで手当支給を受けてこれた事には、とても感謝はしているが、子供の成長と共にかかる費用は、莫大なものであることをもう少し理解していただけたらと思う。

実家に戻って住んでいる場合、私一人の収入が少なくても、世帯収入で見られてしまうので児童手当や医療費の助成を全然受けていません。預金も将来の為にしたいのに、本当に困っております。少しでも手当が受けられる様に考えて頂きたいと思えます。

児童扶養手当が毎年少しずつ減っています。消費税も上がっているのに、給料が少しも上がりません。生活も大変苦しいです。見直しをしていただきたい。

児童扶養手当の支給対象とならずに現在まで経過したが、子どもが6人いる我が家にとってはとても大変な年数でした。せめて収入だけでなく、子どもの数に対しても援助してもらえると助かります。また仕事と家庭を両立させることは大変で周りの支援がたくさんありましたが、金銭的な援助はなく、とても辛い日々を過ごしました。

親と同居している為、児童扶養手当や、ひとり親医療費控除の対象から外れています。親からは何の援助も受けておらずむしろ私が親に生活費を渡しています。そのため、生活するのにギリギリの状態です。扶養義務者のことは考えない、扶養手当の認定になったら良いと思えます。小学校の給食費免除も受けられないので辛いです。難しいとは思いますが、考えていただけたらと思えます。

私には子供が3人います。一番上が高校生という費用がかかる年齢になって気づいたことは、小さい頃の手当てやサポートは充実しているのに子が大きくなってからのサポートは少ないと感じています。正直、今の児童扶養手当では、あまり足しにならず、支払いや生活が大変です。子供が多いほど、1人当たりの手当額が少ない今の制度を見直しいただけたらと助かる家庭はたくさんあると思えます。

年々、児童扶養手当が減らされています。少しずつ増額していきならまだしも、減る一方です。これでは毎月貯金をしたいと思ってもできません。少し厳しすぎると思えます。自立を考えたくてもできないのが現状です。

児童扶養手当の増額を希望します。1人目はよいが、2人目以降5,000円、3,000円と極端に少ないので、2人目以降はおまけみたいに感じる。2人目も1人とみなして児童扶養手当の増額をしていただきたいです。とても生活が厳しいです。

人によって多かったり少なかったり、所得に応じての金額なのはわかりますが、みんなひとり親に違いないです。支給停止するとかしないとか、そういうのはやめてほしいです。所得が高くても、厳しい現状には変わらないんですから。

ひとり親で仕事となると、休日出勤や残業がない職種になってしまい、収入はひどいものです。生活面でも最低限のものをなんとか用意できる状態で学校では子供たちがビンボーと言われたり仲間外れにされることは当たり前です。就労支援していただいても、収入の少ない職にしか就けない現状です。今の世の中を考えて、手当を増額していただかないと子供たちが大人になったときさめた人間になってしまいそうで恐ろしいです。

手当が受けられるよう、基準をあげてほしいです。

児童扶養手当を20歳までにしてほしい。医療費を母子ともに無料化してほしい。

児童扶養手当が年々減っていることと、働けば働くほど手当がもらえなくなり、生活は楽にならない。また、支給を18歳までではなく、20歳までにかえて欲しい。今のままでは大学にも行かせることができません。

児童扶養手当が同居している兄の収入額により受給されないこと。住所が同じでも、援助を受けているわけでもないのに、兄の収入額で決めるのはおかしいと思う。市役所の方によると、私が引っ越しをしない限り難しいとのこと。同居していても本人の収入額で、手当の金額や、有無を決めてほしい。

ひとり親家庭なのに、収入により受けられる手当額に差があるのは不満です。実際、生活保護等を受けているにもかかわらず、私よりも派手な生活をしている方がいます。まじめに働いているのがバカらしく思える時があります。ひとり親家庭は、収入あるなしにかかわらず、ひとり親家庭です。見直していただきたいと思います。

ひとり親家庭になり子供のために日々仕事をして、パートから正社員になり収入を安定させようと必死ですが、その分持ち帰りの仕事が増え子供との時間も少なくなり正直負担な日々が変わっています。将来のために子供たちに習い事をさせてあげたくても生活を重視すると限界があります。それに伴い自分の体も不調がたたり不安が募る中でも仕事をしないと生活できない現実辛いものがあります。そんな中で心強い児童扶養手当が、年々減額されてしまうのは不安でなりません。

以前に、貸付制度を利用しようとしたら、条件が厳しく利用しづらかった。お金が出るまでも時間がかかるなど、せつかくの制度を利用しやすくしてほしい。

母子寡婦福祉資金貸付制度で奨学金を申し込んだが、60歳以下で三親等の保証人になれる人が同じ県南地区にいなかったため、借りることができなかった。子供が大学に入る頃の親の年齢からみて叔父叔母はまず年齢が高くむりがあるし、兄弟姉妹等も県外に住んでいることも多い。状況に応じた対応はとれないものかと思った。

ひとり親家庭等医療費受給の手続きに疑問を感じます。病院にかかり受給者証を見せても「必要ない」「これはいりません」と言われ結局使ったことがありません。働いている為、市に提出にいく時間も有りません。いろんな手続きに役所へ行く時は、仕事先に時間をもらい行かなくてはいけないので、手続きが簡単に済めばいいなと思います。

ひとり親家庭医療費助成を受けていますが、お金がなく病院に行けないということがありました。受給者証を見せればかかれる制度になったら助かります。申請して戻ってくるのはありがたいのですが、本当にお金がない状況でも医療が受けられたらいいと思います。

○ 就業支援について

私は、ひとり親家庭になってから就職するのに大変苦労しました。ひとり親だからこそ、それなりの収入が欲しいと思い、面接は数十回と受けるも、民間企業は受かることもなく、子供の状況をいろいろ聞かれ、働ける環境も整っているのに、あまりいい顔はされず、また、資格取得はしたいと思うものの、いったんは自己負担しなくてはならず、そのお金すらもなく、資格取得も諦めざるを得なく全てが悪循環でした。もっと資格取得の充実をして欲しいと思いました。

遠地、田舎の方でも安心した時間帯で職業訓練や講座の受講が出来るようにしてもらいたいです。目的地に1~2時間かけて行くと、子供をどうしようと思ひ、諦めてしまいます。案内書類を受け取っても、感謝ではなく苦痛な気持ちで書類に目を通してあります。建前だけの話に母子家庭を利用しているとさえ感じる時もあります。

仕事を見つける際、転職時、母子家庭を優先して採用してくれる制度を作ってほしい。

民生・児童委員の中には母子家庭は対象ではないと言う人がいる。常に給料の良い条件の良い会社を探している。平日、役所に行くと、働いてないんだろうと言われた。厚労省の母子家庭の母を採用した会社にはお金が給付される制度があるが、「いつになったらもらえるんだ」と文句を言われ、私だけボーナスがもらえない時がありました。母子家庭に対する偏見はひどいです。

子育てをしている人に対して、企業の理解がまだまだ足りないと思います。何か制度などはないのでしょうか？助けてください。相談したくても平日の9:00~17:00と日中のみなので相談できません。

○ 生活支援について

学童保育をすべての学校につけてほしい。

小学4年生の子は私が帰宅するまで、自宅で1人で待つこととなります。防犯上、幼い子供を1人で留守番させておくのは大変不安です。どうか、小学校就学中は児童クラブを利用できるようにしていただきたいです。子供の帰宅時間に居られれば良いのですが、経済上やっていけませんので、仕事を減らすことはできません。

昨年度の収入によって保育料が算定され、さらに実家暮らしをしていると家庭全体で保育料が決定してしまいます。多額の保育料を支払うのは難しいため、保育所に預けられず、思うように就労できていないです。そういったことへの支援を何とかしてほしいです。

ファミリーサポートの利用を考えたことがあります。1時間にかかる料金が高すぎて手が出せませんでした。結果、子どもを一人で留守番させる形になり、とてもさみしい思いをさせていただきました。何とかありませんか？(今は利用する必要はないですが、今後利用を考えている母子家庭の人たちのためにも。)

自分の就業時間と、保育所の閉所時間が同じで自分で送迎できないので子供の園の送迎を、ファミサポではなく、公的に行ってほしい。ファミサポさんの都合でサポートしてくれる人が見つからずサポートを受けられない日がある。ファミサポの料金が安い。

収入を得るため正社員で働いているので、どうしても帰りが遅くなります。子供が好きでまだまだ元気のあるおばあちゃん達が子供と一緒に家に居てくれ、簡単な食事(おむすび等)を作ってくれたり、お風呂を済ませてくれたり、お話ししてくれたりしたら、子供も親もうれしいなあと思います。そんなあったかいサービスが受けられたら助かります。

私は発達障害の子供を育てる親です。今発達障害を持った子供がかなり増えています。子供を預ける場所、人数が限られております。頼れる人が身近にいれば良いのですが、誰も頼れない人もいます。仕事も時間などが限られてしまいます。当然障害の子を持つ母子家庭も増えていると思います。もっと福祉、仕事を時間の融通が利くよう施設を充実させて欲しい。

公営住宅に入居したく、空きを待っていますが、現在は空気がなく困っております。収入に対して家賃の割合が大きく、家計が苦しいです。母子家庭用の住居を作っていただいたり、公営住宅を増やしていただけると嬉しいです。

母子家庭世帯向けに無料か格安のアパートがあると良い。アパート代を半分くらい負担して欲しい。

今、市営住宅に入っています。体の具合が悪く就業できない時や、転職する時など、仕事をしていない期間に、県営住宅の母子家庭は家賃免除になりますが、市営は必ず支払わなければならなかったもので、できれば免除の方向性があるといいと思います。

住宅は公営住宅に限らず、一般の貸家等でも公的な助成制度があればいいと思います。家賃は削ることができないので、「せめて今の半分の家賃だったら、残りの半分を子供の教育に使えるのに」と思うことがよくあります。

金銭的な援助だけでなく、ひとり親同士がつながれるイベント等があると嬉しい。

経済的に、夏休みでもどこにも連れていけません。震災支援で母子家庭優先に、無料の企画をやって下さい。一年に一度の思い出作りの応援をして下さい。他のもので応募してもいつも行けません。よろしくお願い致します。

○ 行政への各種要望

養育費をしっかり払ってもらえる制度を作って欲しい。

原発事故による放射能の不安は残っていますが、私の収入では、貯蓄の余裕もなく、避難したくても諦めるしかありませんでした。今後、いつ自分にもガンが出てくるか分かりません。子供だけ1人残ってしまったときのサポート体制があればお願いしたいです。

原発事故による自主避難で県外の雇用促進住宅に入居しています。来年3月末までは、家賃が免除されているおかげで何とか避難生活が成立しています。原発の影響、汚染水などの問題が未だ続々と明らかになっている中、子どもの健康を考えると避難の選択を経済力が理由で失う事になっては困ります。あと3年くらいは家賃免除を約束していただきたい。

離婚してひとり親になった人より、未婚でひとり親になった人のほうが税法上、控除に対して不利なのが納得いきません。少子化対策を考えていく上で対等・平等な対応をしていただきたいです。

公的支援が「母子家庭」に偏っている現制度を改善してほしい。実態として、「母子家庭」より「父子家庭」のほうが、世間の理解も得られないにもかかわらず公的支援が乏しくどんどん孤立していく。

現在、児童扶養手当は所得制限のために受け取っていませんが、毎年住民票・謄本等を提出して現況届の手続きを行っています。受給されている方は良いですが、受給できない方は、病気等で働けなくなったりした時に申請でもいいのではないのでしょうか？

ひとり親家庭は1人でしっかりと働いて稼がなければ生活していけません。子供が小さい家庭は特に学校が休みである日・祝日は休みを取るため、平日は休むわけにいきません。ですが、色々な申請手続きをする場所は平日17時までです。その時間は働いています。そう簡単に休めません。本当にひとり親への支援を考えているなら土日祝日も申請できるようにしてもらいたいです。扶養手当額の決定に養育費分も加算されているのも意味がわかりません。養育費は父親が支払うのは当然の義務です。それを収入とみなされるのは納得できません。支援支援と言いながら、本当にひとり親のことを考えてくれています

子ども3人育ててきました。長男が重度障害者で、就業時間に制限があり、経済的に大変な毎日です。下の子どもも大学進学時、思い通りに進むことができなかつたのではと思います。これからもっともっと福祉が充実して、弱者がもっと安心できる社会になることを願っています。

ひとり親家庭の支援制度を利用して不正に受給している方も多いと聞きます。自立し、支援なしで生活したいと努力しますが、なかなか実現できないのが現状です。養育費等を受け取れていないひとり親家庭が多いと思います。前年度の収入だけで決められてしまうと、次年度収入が低いと消費者金融に頼ったりしなければいけなくなり、真剣に働き手続きをしているのに、不満を感じることがあります。前年度の収入で支援を打ち切ってしまう前に、どうか大変でも、各家庭の事情を聞いて下さい。

ひとり親の収入ではできる事に限りがあり、税金の免除やその他もろもろ収入で決めるのではなく安定した生活ができ、子どもと居る時間が持てるようにもっと支援してほしい。

わからない制度があり、自らが知らなければ、知らないままであったり、別居の時点で生活が大変でもっと助けを求められる場所があればと何度も思いました。もっと県や市から、充実した制度や、いろいろな事を教えてくれることがあれば、もっと考えることができ、少しずつ可能性を増やしていけると思います。

私には身近に相談をできる人がいません。心配と迷惑をかけたくないからです。それは子供に対しても同じことであって元夫の分まで明るく元気な姿を見せるよう努力していますが、もう心は疲労困憊です。子供は居れども生きていく辛さが日に日に増し、死にたくなります。でも、どこに相談すればいいか分からないし、行政は大抵5時で終わってしまうので聞くこともままなりません。私のようなひとり親家庭のための夜の相談窓口はないのでしょうか。

第3章 これまでの取組と評価

平成22年度から平成26年度を計画期間とする福島県母子家庭等自立支援計画に基づく各基本方針の平成22年度から平成25年度までの主な施策の取組状況等は次のとおりです。（表の年は、特に表示のないものは年度 例 H22→平成22年度）

1 子育て支援・生活の場の確保

(1) 相談機能の充実のための取組

相談機能の充実のため、これまで母子・父子自立支援員の資質の向上に取り組んできました。（法改正により平成26年10月に母子自立支援員から母子・父子自立支援員に変更しました。）

母子・父子自立支援員は、各保健福祉事務所などに17名（平成26年度現在）配置され、地域におけるひとり家庭等に対して総合的な相談窓口として相談に対応してきているところであり、相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談等、多岐に渡っています。

今後とも母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や養育費相談支援センターの講師による養育費に関する研修等を通じて、母子・父子自立支援員の資質の向上を図り、地域に密着した相談体制の充実を図る必要があります。

(2) 保育ニーズに対する取組

ひとり親家庭が子育てと仕事などの両立を図り、健康で安定した日常生活を送るため、保育所の整備を促進する等、保育所の入所定員を拡充するとともに、放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策に取り組んできました。

今後ともひとり親家庭の保育所への優先入所の前提となる保育所の入所定員拡充や放課後児童クラブの利用促進を図るとともに、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの推進を図る必要があります。

併せて、引き続き市町村に対して、ひとり親家庭の保育所への優先入所の促進を働きかけて行く必要があります。

(3) 公営住宅の優先入居に対する取組

県営住宅については、ひとり親家庭に対する優先入居を実施しており、特に平成19年度からは、優先入居戸数の枠を20%以内から40%以内に増枠しています。ひとり親家庭の県営住宅への入居希望は引き続き高いことから、今後もひとり親家庭に対する優先入居に取り組む必要があります。

併せて、市町村に対しても、公営住宅へのひとり親世帯の優先入居の促進を働き

かける必要があります。

[主な施策の取組状況]

母子・父子自立支援員の相談件数 (件)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
生活一般	945	911	718	603
児童	47	100	96	37
経済的支援・生活援護	7,360	8,188	7,556	7,634
その他	1	0	7	0
合 計	8,353	9,199	8,377	8,274

児童家庭課調べ

保育所数及び定員 (所、人)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
保育所数	320	331	317	318
保育所定員	26,820	27,604	26,225	26,271

毎年4月1日現在 子育て支援課調べ

放課後児童クラブ数 (か所)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
放課後児童クラブ数	349	328	346	358

毎年5月1日現在 子育て支援課調べ

県営住宅の優先入居の募集状況 (戸数 人)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等
募集戸数	87	60	39	29	99	58	69	44
応募者数	637	446	81	70	56	43	496	317
入居倍率	7.3	7.4	2.1	2.4	5.7	7.5	7.2	7.2

建築住宅課調べ

※ 平成22年度、23年度の母子世帯等には、DV被害者を含む。

平成24年度、25年度の母子世帯等には、父子世帯、DV被害者、犯罪被害者及び子育て世帯を含む。

2 就業支援

(1) 母子家庭等就業等・自立支援センターにおける取組

ひとり親家庭等が経済的な自立を図るためには、就業機会の確保が極めて重要であることから、平成15年度から社会福祉法人福島県社会福祉協議会への委託により母子家庭等就業等・自立支援センター事業を実施し、ひとり親家庭等に対する就業相談、就業情報提供、職業紹介などの就業支援体制の充実に努めてきました。

また、個々のひとり親家庭の実情に応じた効果的な支援を実施するため、その状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ひとり親就業サポート強化事業に組んでいます。

今後も母子家庭等就業・自立支援センター事業実施により得られたノウハウや各保健福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員や公共職業安定所などの連携などにより就業支援に努めていくことが大切です。

(2) 職業能力の開発に対する取組

母子家庭の母又は父子家庭の父の職業能力の開発については、市部も含めた全県を対象に平成15年度から自立支援教育訓練給付金事業に取り組むとともに、平成21年度からは、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、市部も含めた全県を対象に高等技能訓練促進費等事業（平成26から事業名が高等職業訓練促進給付金等事業に名称変更）を開始しました。給付金については、平成25年度より市分については市で、町村分についてはのみ県で支給することとなりました。

今後も資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する支援を行うため、各種広報媒体を活用し事業の広報、PRを行うことが必要です。

[主な施策の取組状況]

母子家庭等就業・自立支援センター事業

(件、人)

	H22	H23	H24	H25
就業相談件数（相談会を含む）	1,299	1,722	2,728	3,515
就業者数（紹介状によるもの）	23	19	32	24%
他機関経由・自己就職者数	29	61	91	76

児童家庭課調べ

ひとり親自立支援プログラム策定事業

(件)

	H22	H23	H24	H25
プログラム策定数		63	89	80

児童家庭課調べ

自立支援教育訓練給付金

(件)

	H22	H23	H24	H25
給付金支給件数（県支給分）	16	13	4	4
（中核市支給分）	—	—	—	0
（市支給分）	—	—	—	4

※平成24年度まで県は、全市町村分支給 平成25年度からは、県は町村分のみ支給

児童家庭課調べ

高等技能訓練促進費等給付金事業

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
給付金支給件数（県支給分）	102	123	101	39
（中核市支給分）	—	—	—	16
（市支給分）	—	—	—	12

※平成 24 年度まで県は、全市町村分支給 平成 25 年度からは、県は町村分のみ支給
児童家庭課調べ

3 養育費の確保

養育費の確保については、相談の窓口となる母子・父子自立支援員が、養育費の取得手続等に関する相談に対応してきました。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても、養育費に関する相談に応じてきました。

今後とも、養育費に関する相談に適切に対応できるように、支援体制の強化を図る必要があります。

【主な施策の取組状況】

母子・父子自立支援員の養育費に関する相談件数 (件)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
養育費に関する相談件数	14	1	6	7

児童家庭課調べ

4 経済的支援

(1) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当については、平成 19 年度において、平成 20 年 4 月から施行される児童扶養手当の一部支給停止措置について、厳しい就労・所得状況や経済社会情勢等を十分考慮願いたい旨を国に要望し、その結果等により、一部支給停止措置適用について相当の要件緩和が図られたところです。

また、平成 21 年度においては、ひとり親家庭に対する支援として、父子家庭に対しても児童扶養手当の対象とするなど母子家庭に対する支援と同様の各種支援策を講ずるよう国に要望し、その結果等により、平成 22 年 8 月から、父子家庭も児童扶養手当が支給されるようになりました。

また、平成 26 年度においては、児童扶養手当法の改正（施行日：平成 26 年 12 月 1 日）により、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合には、その差額を支給できるよう併給調整を行うこととなりました。

今後とも、ひとり親家庭を取り巻く状況等を的確に把握し、必要に応じ機会をとらえ国への要望を行っていく必要があります。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

平成26年10月に母子父子寡婦福祉法が改正され、父子家庭に対する福祉の措置が定められ、本県においても父子家庭へ福祉資金の貸付を開始いたしました。

今後とも、一時的な生活資金の不足に対応するため、修学、医療、介護、住宅補修等に対応できる福祉資金の広報、PRを行い、活用の促進を図り、個々の世帯に応じたきめ細やかな相談活動を行っていく必要があります。

(3) ひとり親家庭医療費助成事業

医療費負担の軽減による生活の安定を図ることを目的として、医療費自己負担額の市町村負担額に対して一部助成を行っています。

引き続き、ひとり親家庭の生活の安定のため、機会をとらえ国へ医療費無償化制度創設の要望を行っていく必要があります。

[主な施策の取組状況]

児童扶養手当の支給 (※県支給分のみ) (世帯、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
児童扶養手当受給者(3月末)	3,781	3,377	3,421	3,565
給付額	1,540,331	1,696,526	1,608,267	1,600,060

児童家庭課調べ

ひとり親家庭医療費助成事業 (世帯、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
登録世帯数	20,018	20,018	20,261	19,633
利用延べ世帯数	76,572	71,172	75,898	59,508
市町村への補助額	241,023	220,607	208,339	181,280

児童家庭課調べ

母子寡婦福祉資金貸付金 (件、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
貸付件数	319	300	237	174
貸付金額	147,293	132,643	116,324	90,269

児童家庭課調べ

第4章 計画の理念及び基本方針

1 計画の理念

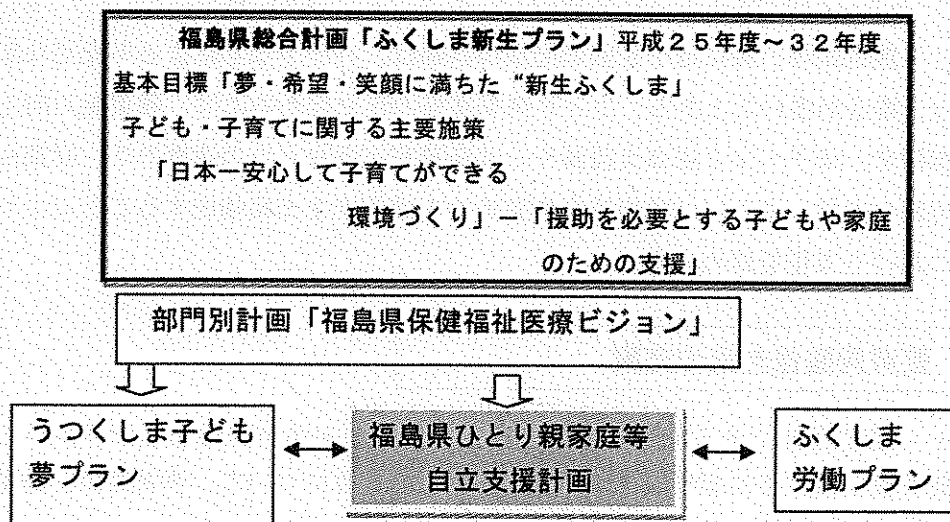
ひとり親家庭等が、健康で生きがいと幸せを実感でき、
自立し安心して暮らせる環境づくりの推進

ひとり親及び寡婦は、家計を支えるための就業、子育てや家事を一人で担っています。ひとり親家庭等が自立するためには、自らの努力を基本とし、その持てる能力や様々な物的・人的資源、各種制度、情報等を利用して、ひとり親家庭等であるための制約を減らし、自らの意思に基づいて福祉制度等を活用し、生活の安定と向上に努めることが必要です。

しかし、個人の力だけでは限界があることから、社会全体でバックアップし、課題の解決に向けて少しでも前進するために、「ひとり親家庭等が健康で生きがいと幸せを実感でき、自立し安心して暮らせる環境づくりの推進」を基本理念に掲げ、計画の基本方針のもと、様々な施策を総合的かつ複合的に実施していきます。

2 他の計画との関連

本計画は、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画である「福島県保健医療福祉ビジョン」の下位計画であり、本県の子育て支援施策全般の基本指針となる「うつくしま子ども夢プラン」及び本県の労働行政推進の基本方針となる「ふくしま労働プラン」との整合を図り、子育て・子育てを支える社会の推進のため、ひとり親家庭等においても安心して子育てができるよう、子育て環境づくり・生活支援、就業支援、経済的支援などによる総合的な自立支援を引き続き展開することとします。



3 基本方針

平成27年度から平成31年度を計画期間とする福島県ひとり親家庭等自立支援計画の支援の分野ごとに基本方針を設定します。

基本方針

1 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした生活面や就業など、不安や悩みを抱えていることが多くなっています。このため、身近なところで生活全般にわたる相談を受け、日常生活や就業等に関する情報提供や助言を行い、自立支援のための施策を利用できるように、相談・情報提供の充実を図ることが必要です。

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

ひとり親家庭の自立を図っていくためには子育てと仕事が両立できる環境づくりが重要です。

このため、保育所の整備の促進や多様な保育サービスの充実とともに放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図り、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができる体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭等の住宅の確保が求められていることから、公営住宅の優先入居を図ります。

3 就業支援の促進

ひとり親家庭等、特に母子家庭の母及び寡婦は、パートなどによる不安定な雇用状況となる場合が多いことから、ひとり親家庭等の自立のためには、職業能力向上のための訓練や、母子・父子自立支援員や公共職業安定所などとの連携の下、就業相談や就業情報の提供、さらには職業紹介事業等の支援体制を充実強化することにより、就業面における支援を進めます。

4 養育費確保対策の充実

ひとり親家庭特に母子家庭においては、養育費の確保が困難な場合が多いことから、養育費に関する知識や取得の手続き、相談窓口等について、情報提供、啓発活動を行います。

5 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、経済的基盤を安定させることが重要です。

このため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等により経済的支援を行うなど、経済的支援策の推進を図ります。

4 具体的取組

基本方針に基づく今後5年間に取り組むべき「主な内容」は次のとおりです。また、「主な内容」の詳細は、第5章のとおりです。

1 相談・情報提供機能の充実

- ① 母子・父子自立支援員の活動促進
- ② 母子・父子自立支援員の資質向上
- ③ 生活支援・就業相談の充実
- ④ 相談窓口との連携と情報提供
- ⑤ ひとり親家庭等のための制度や相談窓口の情報提供
- ⑥ 女性への相談援助（配偶者からの暴力による被害者等に対する相談の実施等）

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

- ① 保育サービスの充実
 - ・ 保育施設整備の促進
 - ・ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進
 - ・ 保育施設職員の資質向上
 - ・ 保育士の人材確保
 - ・ 保育所への優先入所の保育所設置市町村への働きかけ
- ② 放課後児童の健全育成の推進
- ③ 公営住宅の優先入居の推進
- ④ 子どもの育ちへの支援

3 就業支援の促進

- ① 就業相談【母子家庭等就業・自立支援センター事業など】
- ② 就業のあっせん等
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じた雇用主へのひとり親家庭の父母等に対する就業の促進と特定求職者雇用開発助成金の利用促進
 - ・福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携
 - ・公共職業安定所における就業及び公的職業訓練のあっせん
- ③ より良い就業に向けた職業能力の開発支援（自立支援給付金事業、技能習得資金、生活資金等貸付）

4 養育費確保対策の充実

- ① 広報・啓発活動の推進（普及活動、情報提供）
- ② 相談窓口の情報提供
- ③ 養育費相談対応職員の資質向上

5 経済的支援の充実

- ① 児童扶養手当に関する情報提供、支給事務
- ② 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供、貸付
- ③ ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営

第5章 具体的取組

県がひとり親家庭等を対象に実施する基本方針に基づき、それぞれの基本方針の分野ごとに今後5年間に取り組むべき主な「主な内容」を明らかにいたします。

1 相談・情報提供機能の充実

課題

ひとり親家庭の父母や寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭の父母や寡婦の自立に向けた総合的支援を行うため、各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を配置し、総合的な相談支援を行っています。

母子・父子自立支援員による相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子父子寡婦資金貸付金に関する相談等、多岐にわたっています。

また、就業に関する相談は、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図るなど、ひとり親家庭の母や寡婦のニーズに即した相談支援体制の充実に努めています。

その一方で、ひとり親家庭実態調査においても、様々な支援制度があるが内容がわかりにくく利用しにくい、もっと気軽に相談できる場所がほしいなど、相談支援体制・情報提供機能の充実を求める声が多数寄せられています。

施策の方向

ひとり親家庭の父母や寡婦の自立に必要な情報の提供や相談等にきめ細かく対応するため、引き続き、母子・父子自立支援員による地域に密着した相談体制の充実を図ります。

母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や専門的な知識の習得により、母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。

ひとり親家庭等に対する各種支援策について、適宜適切な情報提供に努めます。

主な内容

- ① 各保健福祉事務所等に配置した母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の父母や寡婦に対する総合的な相談支援を引き続き実施します。
また、母子・父子自立支援員の未配置の市に対しては、設置について働きかけを行います。
- ② 研修会等を通じて、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。
- ③ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する支援と併せ、生活全般にわたる相談・助言等を実施します。
- ④ 各保健福祉事務所と母子家庭等就業・自立支援センターが連携して相談に応じるとともに、情報提供を行います。
- ⑤ 県のホームページ、広報紙、ラジオ等の広報媒体、チラシなどによるひとり親のための制度や相談窓口の提供を行います。
- ⑥ 配偶者からの暴力（DV）による被害者等に対して、女性のための相談支援センター等において、一般相談や専門的な相談を実施します。

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

(1) 保育サービスの充実

課 題

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

保育を必要とする児童がすべて保育所に入所し、待機児童が解消されるよう、施設整備等を図る必要があります。

また、子育て支援についてのニーズも多様化しており、様々なニーズに応じて各種子育て支援施策を質、量ともに充実させていく必要があります。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう保育所への優先入所を推進する必要があります。

施策の方向

保育所の整備を促進する等、保育所入所定員数を拡充し、待機児童の解消を図ります。

また、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、様々な保育施策について、地域の状況に合わせて一層の充実を図るとともに、人材確保及び人材育成を推進します。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

主な内容

- ① 待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するなどして保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。
- ② 就労形態の多様化に伴い、開所時間を超えて保育を行う延長保育を支援するとともに、毎日の保育所利用までは至らないが一定程度の保育サービスが必要となる子どもや、日曜、祝日等の休日に保育サービスが必要となる子どもについて、保護者が柔軟に利用できる特定保育や休日保育を支援します。
また、ファミリー・サポート・センターの普及、啓発を進め、サービス内容等が向上するよう支援します。
- ③ 保育施設職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。
- ④ 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について支援するなど、保育士の人材確保に努めます。
- ⑤ 保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

(2) 放課後児童の健全育成の推進

課 題

放課後児童が集う場として、放課後子ども教室や放課後児童クラブが年々増加しています。

今後も、共働き家庭の増加や子どもの交流のため、ますます需要が高まることが予

想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

施策の方向

放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図ります。

主な内容

放課後児童クラブを設置する市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

(3) 公営住宅の優先入居の推進

課題

離婚等によりひとり親家庭となった家族にとって、生活の拠点となる住まいの確保は大きな問題です。

このため、できるだけ少ない負担で入居できる公営住宅を希望するひとり親家庭が多い一方で、公営住宅に入居できない場合も多く、実態調査でも多くの母子家庭のお母さんから公営住宅への優先入居を望む声が多く寄せられています。

施策の方向

ひとり親家庭に対する県営住宅への優先入居を引き続き実施します。
また、同様の措置を講じるよう各市町村に働きかけます。

主な内容

- ① 県営住宅等条例に基づき、多子世帯や母子世帯等に対し、県営住宅への優先入居を行います。
- ② 市町村に対し、公営住宅への母子家庭などの優先入居の実施を働きかけます。

(4) 子どもの育ちへの支援

課題

ひとり親家庭となって、家庭環境が変化したり、家族とともに過ごす時間が少なくなりがちな児童は、不安を抱えやすい状況にあります。

このため、ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、学習意欲が低下しないよう学習支援を行う必要があります。

また、経済的に修学の困難な生徒が修学できるよう支援を行う必要があります。

施策の方向

県の子育て相談機関において、子育ての悩みに関する相談やカウンセリングなどを実施します。

奨学金や修学資金等の活用促進による学習支援を行います。

主な内容

- ① 児童相談所、保健福祉事務所等の相談機関が連携して、相談に応じます。
- ② 学習支援ボランティア事業の促進を図るとともに、子どもの学習支援のため、教

育費免除制度や奨学金制度などについて、学校とともに周知を図ります。

- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供を行うとともに、適正な利用について、相談にあたる市町村を支援します。

3 就業支援の促進

(1) 就業相談・就業のあっせん等

課題

ひとり親家庭等の経済的な自立を図り、もって、児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業機会の確保が極めて重要です。

ひとり親家庭では、就業に当たって、子育てと生活の担い手という二重の役割を担うこととなり、一般的に、就業条件は厳しい状況にあり、また、就業への知識や求人情報が少ないことから、なかなか就業できにくいのが現状です。

また、就業している母子家庭の就労形態は、臨時やパートタイムといった形態が多く、収入や先行きに不安を感じています。より収入の多い職種に就職するためには新たな資格や技能を取得することが有利ですが、経済的、時間的、情報の不足など、様々なことから、チャレンジできない人もまた多くいます。

このため、ひとり親家庭等の様々な状況に応じた相談体制の整備や就業情報の提供が求められています。

ほかにも就業がすまない理由として、就業に結びつく専門的な資格や知識を持たないこと、子どもが小さいこと、雇用主のひとり親家庭等に対する理解が不足していることなどがあります。

施策の方向

母子家庭等就業・自立支援センター事業により、ひとり親家庭等の様々な状況に応じ、就業に関する相談や就業支援等の各種制度に関する広報誌やパンフレット、チラシ等を積極的に活用し就業情報の提供を行うとともに、職業紹介事業の実施により、一貫した就業支援サービスを引き続き積極的に展開します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施するに当たっては次の点に留意します。

- ① 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援に当たっては、各保健福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員や公共職業安定所とのネットワークを活用し、地域の実情に応じた就業支援に取り組みます。
- ② 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供に当たっては、福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーなどとの連携により、ひとり親家庭の父母等の就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得に資する講座や研修情報を積極的に情報提供します。
- ③ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供及び職業紹介事業の実施に当たっては、公共職業安定所との連携による求人情報を積極的に活用するとともに、個々のひとり親家庭の実情に応じた効果的な支援を実施するため、キャリアカウンセラーによるカウンセリングを含めた個々の求職者にふさわしい求人開拓や職業紹介機能の強化を引き続き実施します。

ひとり親家庭の父母等の雇用促進の取組としては、県庁各部局等における臨時事務補助員等の賃金支弁職員及び嘱託員等の非常勤特別職の雇用に当たっては、出先機関も含め、公共職業安定所等への求人申込みと併せて、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにも求人情報の提供を行うよう配慮願いたい旨を依頼するとともに、県内市町村に対しても、ひとり親家庭の父母等の雇用促進の取組の推進を引き続き依頼し

ます。

母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓などの機会をとらえて、雇用主のひとり親家庭の父母等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の紹介・活用を通じてひとり親家庭の父母等の雇用を促進します。

主な内容

① 就業相談

母子家庭等就業・自立支援センター事業を積極的に推進します。

※ 母子家庭等就業・自立支援センター事業実施に当たっての留意事項

ア 母子・父子自立支援員業務研修会などを通じた母子・父子自立支援員と福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

イ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携

ウ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進

② 就業のあっせん等

県機関におけるひとり親家庭の父母等の雇用を促進するとともに、県内市町村に対しひとり親家庭の父母等の雇用の促進を依頼します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じ、雇用主のひとり親家庭の父母等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図ります。

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦世帯に対する就業相談の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供するために、福島県が平成15年10月から業務を始めました。運営は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に委託して実施しています。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、個々のひとり親家庭等の状況、経験等に応じた就業相談を行うとともに各保健福祉事務所及びいわき市と連携して、県内各方部で就職相談会を実施しています。

また、就業相談や就職相談会を通じて求職登録を行い、求人情報の提供を行います。

さらに、ひとり親家庭等の状況や希望に即した職業紹介事業を実施し、就業を支援しています。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行うため、福島県各保健福祉事務所等に配置されています。

ひとり親自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の父母及び寡婦の就労促進を図るため、職業紹介を実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々のひとり親家庭の抱える課題やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、計画的に就業活動を支援しています。

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、母子家庭の母等を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用

する労働者として雇い入れた事業主に対し、公共職業安定所より賃金相当額の一部が助成されます。

労働対象者（一般被保険者）	助 成 額		助成期間
	大 企 業	中 小 企 業	
① 母子家庭の母等	50万円	90万円	1年
② 母子家庭の母等（短期労働者）	30万円	60万円	1年

※平成26年11月1日現在

(3) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

課 題

ひとり親家庭実態調査によれば、ひとり親家庭の父母で、無職の人の多くは今すぐ働きたいとの意向を持っています。(49.0%)また、就職している人でも、良い仕事があれば転職を望んでいる人が多数います。(41.5%)

現在の厳しい経済雇用情勢の下、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はより重要性を増しています。

その一方で、就業に有利な資格や技能の取得については、費用の負担ができなかったり、仕事が忙しいことから取得を断念してしまう場合もあります。実態調査の結果を見ても、資格を取得するための経済的支援を求める声が寄せられています。(24.3%)

こうしたことから、資格取得を希望するひとり親家庭の父母に対する経済的支援を積極的に推進する必要があります。

施策の方向

厳しい経済雇用情勢を踏まえ、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はこれまで以上に重要性を増していることから、ひとり親家庭の父母等の職業能力の開発を一層支援してまいります。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金により、生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することが出来ることから、修業期間中に必要となる費用等については、必要に応じ、当該資金による支援を図ります。

主な内容

- ① 自立支援教育訓練給付金事業の積極的な活用を促進します。
- ② 高等職業訓練促進給付金等事業の積極的な活用を促進します。

自立支援教育訓練給付事業

ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練の受給資格のないひとり親家庭の父母が、県の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、要した受講料・入学料の20%(限度額10万円)を支給します。

受講前に資格確認願を提出し、認定を受ける必要があります。

高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士、准看護師など、ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で2年以上修業する場合、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について

て高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修業修了後に支給します。

高等職業訓練促進給付金は、市町村民税非課税世帯の場合月額100,000円、市町村民税課税世帯の場合月額70,500円を支給します。

また、修了支援給付金は、市町村民税非課税世帯の場合50,000円、市町村民税課税世帯の場合25,000円を支給します。

4 養育費確保対策の充実

課 題

離別世帯の子どもに対する養育の責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育費の取得は、感情的、法律的な問題も絡み複雑で難しい場合もありますが、子どもの健全育成のためには必要なものであることから、養育費確保のための相談体制の充実に努めてきました。

しかし、経済的な支えの基礎となる養育費については、ひとり親家庭実態調査では69.6%の方が養育費の支払いを受けていない状況にあります。

その理由としては、そもそも取り決めをしていないとか、相手に支払う意志や能力がないなどの理由から取り決めをしたがもらえないなど、取得の難しさが伺えますが、今後とも相談を通じた養育費確保のための支援を行って行く必要があります。

施策の方向

母子・父子自立支援員による養育費の相談を引き続き実施するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談の際に養育費に関する相談があった場合にも、適切に対応できる体制が求められます。

また、適切な相談支援を行うため、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を継続的に実施し、支援体制の強化に努めます。

主な内容

- ① 母子・父子自立支援員による養育費相談を引き続き実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても適切に養育費の相談に対応します。
- ② 養育費相談に適切に対応できるように、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を通じて、支援体制の強化に努めます。

養育費相談支援センター

ひとり親家庭の養育費の取得の向上を図るため、平成19年度に養育費に関する情報提供、養育費に関する困難事例への支援や養育費相談に応じる人材養成のための研修を行う「養育費相談支援センター」が創設されました。

養育費相談支援センターの業務内容は次のとおりです。

(1) 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センター

や母子・父子自立支援員による相談を支援しています。

(2) 研修事業

母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う職員を対象に研修を行っています。

(3) 情報提供事業

- ① ホームページ (<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>)
による情報提供
- ② パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

公益社団法人家庭問題情報センター

養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階

電話 03(3980)4108

FAX 03(6411)0854

e-mail info@youikuhi.or.jp

5 自立を支援するための経済的支援

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、生活基盤や経済的基盤を安定させることが重要です。

このため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。

(1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務

課 題

児童扶養手当の支給に当たっては、受給対象者などに正しく支給要件が周知される必要があります。

また、県及び町村並びに市においても市町村における戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携を図り、児童扶養手当の返還などを極力低減し、適切な支給事務を図る必要があります。

さらに、依然として一部市町村の児童扶養手当担当の対応について苦情が寄せられており、児童扶養手当担当者の適正な対応が求められています。

施策の方向

対象となるひとり親家庭に対して、チラシ、パンフレットなどを配布するとともに、新聞や県ホームページなどの各種広報を通じて、児童扶養手当制度を理解していただけるよう努めます。

また、戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携の強化や、受給対象者などへの配慮も含めた児童扶養手当制度の適正な運営を図るため、市町村担当部署における職員の研修などによる実施体制の強化に努めます。

さらに、市町村に対する事務指導監査を実施することにより、適正な制度管理に努めます。

主な内容

- ① 児童扶養手当等に関する制度の周知を図るとともに、制度を正確に御理解いただくため、更に積極的な情報の提供を行います。
- ② 市町村事務担当者研修会などによる市町村関係部署相互の連携強化及び実施体制の強化を図ります。
- ③ 児童扶養手当等市町村事務指導監査の実施により適正な児童扶養手当制度運営を図ります。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は父、母又は父に代わって児童を養育する者に対して、児童扶養手当を支給する。

(2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営

課 題

ひとり親家庭医療費助成事業は、県単独の医療費助成事業として、昭和59年度に「母子家庭医療費助成事業」にて事業を開始しました。

平成12年度には対象に父子家庭を追加の上、現在の「ひとり親家庭医療費助成事業」に改称し、県と市町村との連携の下、県内のひとり親家庭を対象とした県単独の経済的支援策として運営されています。

施策の方向

今後とも、県単独のひとり親家庭等に対する経済的支援策として、市町村からのひとり親家庭医療費助成事業に関する問い合わせへの対応を中心として、市町村との連携の下、適正な制度運営を図っていきます。

主な内容

ひとり親家庭等に対する県単独の経済的支援策としての適正な制度運営を図ります。

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭医療費助成を行う市町村への補助を行います。

○補助対象経費

各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限ります。

○補助先 市町村

○補助率 1/2

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務

課 題

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭及び寡婦世帯を対象に、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる制度で、これまで数多くの方々から制度を利用いただいています。

実態調査の結果を見ると、「子どもの教育や生活を支えるために母子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しています」との声が寄せられてる一方、手続きが複雑でわかりにくい、制度が利用しにくいなどの意見も寄せられており、適正な貸付事務の確保を図る必要があります。

施策の方向

ひとり親家庭や寡婦世帯にとって利用しやすいものとなるよう母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の内容について、PRに努めます。

また、借り受けの相談を受ける場合には、適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

主な内容

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の広報に努めます。
- ② 適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦世帯で経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、県及び中核市から貸付けを受けられる資金で、合計12の資金があります。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・修学資金 | ・技能習得資金 |
| ・修業資金 | ・就職支度資金 | ・医療介護資金 | ・生活資金 |
| ・住宅資金 | ・転宅資金 | ・就学支度資金 | ・結婚資金 |

第6章 計画の実現に向けて

関係機関との連携

ひとり親家庭実態調査の結果、ひとり親家庭等の抱えている課題は多岐にわたっており、厳しい状況であることがわかりました。

このため、県の各部局をはじめ、国、市町村、民間企業、NPO法人、福祉団体等関係機関が緊密に連携しながら、ひとり親家庭等への支援を総合的に進めていく必要があります。

県は、本計画の実現を図るため、国に対して制度の改善のための提言を積極的に行っていきます。また、必要な措置を講じるよう併せて求めていきます。

市町村に対しては、地域に密着した公共団体として、関係部署の連携を強化するとともに、これまで以上にひとり親家庭等の福祉施策の推進を図るよう要請していきます。

さらに、NPO法人や福祉関係団体等とも連携しながら施策を展開していきます。

(1) 国の役割

(「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」)

- ・母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。
- ・効果的な施策の展開のための調査や研究を行う。
- ・母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発及び関係者の研修を行う。
- ・都道府県、市町村に対する情報提供を行う。

(2) 県の役割

- ・本計画に基づき、地域の実情に応じた施策を実施します。
- ・各市の自立促進計画の策定に向けた支援を行います。
- ・市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業や自立支援教育訓練給付金事業等自ら実施すべき施策を推進します。

(3) 市町村の役割

- ・市は、基本方針に則して、自立支援計画を策定します。
- ・市町村は、ひとり親家庭に対する自立支援の取組を進めます。
- ・住民に身近な地方公共団体として、ひとり親家庭からの相談に対応し、施策や取組について、情報提供を行います。
- ・子育て支援や公営住宅の優先入居など、市と町村が主体となる事業について、ひとり親家庭等に配慮した施策の実施に努めます。

附 属 资 料

利用できる福祉制度

この章では、母子家庭等が利用できる福祉制度の主なものの概要を紹介します。（制度情報は平成26年10月現在）

なお、こうした福祉制度については、実際に利用される方に周知されることが重要であり、県ホームページに掲載するとともに、情報提供の向上に努めます。

1 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は父、母又は父に代わって児童を養育する者に対して支給されます。

平成26年12月1日より、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合には、その差額を支給できるようになりました。

○問い合わせ先 市町村担当課（P. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

2 ひとり親家庭医療費助成事業

18歳未満の児童がいるひとり親家庭及び父母のいない児童のための医療費の助成制度です。医療費が月額1,000円を超えると、1,000円を差し引いた金額が助成されます。

○問い合わせ先 市町村担当課（P. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。母子・父子自立支援員が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。

○問い合わせ先 市町村担当課または福島県保健福祉事務所（各福祉相談コーナーを含む）（P. 56「福島県保健福祉事務所等」及びP. 58～59の「各市町村担当窓口一覧表」参照）

4 生活保護

生活に困窮する世帯に対し、世帯の状況に応じて、厚生労働省が決めた基準生活費と世帯全体の収入を比べて足りない部分が生活保護費として支給される制度です。

○問い合わせ先 福祉事務所又は市町村担当課（P. 56「福島県保健福祉事務所等」及びP. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

5 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

働きたい、就職したい母子家庭等のよりよい就職をサポートするため、就業相談や求人情報の提供などを行う県の母子家庭等職業紹介機関です。

○問い合わせ先

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3F

電話024-521-5699 FAX024-521-5663

Email : boshi@fukushimakenshakyō.or.jp 利用時間9時～17時(土・日・祝祭日は休館)

6 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母が、就職に有利になるよう指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部(受講料・入学料の20%)を助成します。

受講開始2週間前までに、県庁児童家庭課に「資格確認願」を提出します。

○問い合わせ先

福島県保健福祉部児童家庭課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7176

7 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を支給します。

○問い合わせ先

福島県保健福祉部児童家庭課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7176

8 公共職業安定所(ハローワーク)

公共職業安定所(ハローワーク)では、就職の相談をはじめ、職業訓練、職場適応訓練等、雇用全般に関する相談を受け付けています。

所名	郵便番号	所在地	電話番号
福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024-534-4121
平	970-8026	いわき市平字堂根町4-11	0246-23-1421
(磐城)	971-8111	いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246-54-6666
(勿来)	974-8212	いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171
会津若松	965-0877	会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333
(南会津)	967-0004	南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-1101
(喜多方)	966-0853	喜多方市字千苺8374	0241-22-4111
郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	024-942-8609
白河	961-8691	白河市字郭内1-136	0248-24-1256
須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	0248-76-8609
相双	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	0244-24-3531
(相馬)	976-0042	相馬市中村1-12-1	0244-36-0211
(富岡) (休止中)	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1 (ハローワーク平に併設)	0240-22-3121
二本松	964-0906	二本松市若宮2-162-5	0243-23-0343

9 保 育 所

日中、保護者が就労などにより子どもを保育できないときに利用できます。対象は就学前の乳幼児です。

○問い合わせ先 市町村担当課（P. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

10 放課後児童クラブ

放課後、子どもの世話をすることができないときに利用できます。

保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合で、小学校に通っている10歳未満の児童が対象。（平成27年4月より小学生まで拡大予定）

○問い合わせ先 市町村担当課（P. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

11 ファミリー・サポート・センター

子どものめんどうを見てあげたい会員と子どものめんどうを見てもらいたい会員からなる相互援助組織で、市町村等が設置するものです。保育施設の保育時間開始前や終了後の保育、保育施設までの送迎、児童クラブ終了後の子どもの預かりなどの事業を行っています。

○問い合わせ先

名 称	住 所	電 話 番 号
福島市ファミリー・サポート・センター	福島市早稲町4-16	024-526-0612
ファミリーサポートセンターこころ	二本松市本町2-3-1	0243-23-4740
本宮いどばたファミリーサポートセンター	本宮市荒井字山神57-2	090-1375-6941
ファミリーサポートかわまた	川俣町字東大泉5	
大玉村ファミリーサポートセンター	大玉村玉井字東三合目19	0243-68-2100
郡山市ファミリーサポートセンター	郡山市桑野一丁目2-3	024-924-1904
須賀川市ファミリーサポートセンター	須賀川市中町6-1	0248-88-8211
田村市ファミリーサポートセンター	田村市船引町船引字下川原1-18	0247-82-1510
たまかわおひさまサポート	玉川村大字中字入山59	0247-57-4410
平田村ファミリー・サポート・センター	平田村大字永田字戸花150	0247-55-3500
古殿町ファミリー・サポート・センター	古殿町大字松川字横川101	0247-53-4394
みはるファミリーサポートセンター	三春町字大町178	0247-62-5437
コミュニティハウス&ファミリーサポートおのほっぺ	小野町小野新町横町3-3	0247-73-8457
白河市ファミリーサポートセンター	白河市七番町53	0248-21-9907
西郷村ファミリーサポートセンター	西郷村大字熊倉字折口原96-1	0248-25-2309
矢吹町ファミリーサポートセンター	矢吹町一本木100-1	0248-44-5210
棚倉町ファミリーサポートセンター	棚倉町字城跡34-1	0247-57-5310
矢祭町ファミリー・サポート・センター	矢祭町大字東館字南沢25-2	0247-34-1050
ファミリー・サポート・あいづ	会津若松市馬場町2-24	0242-24-2077
きたかた子育てサポートセンター	喜多方市字三丁目4832-3	0241-22-5577

名 称	住 所	電 話 番 号
ばんげファミリー・サポート・センター	会津坂下町字西南町裏甲 3998-1	0242-83-0708
びわのかげ子育て支援センター	南会津町永田字枇杷影 1-1	0241-62-9702
相馬市もりっこサポート	相馬市中村字川沼 315	0244-35-2008
南相馬市ファミリー・サポート・センター	南相馬市原町区本町 2丁目 2	0244-24-5215
いわき市ファミリー・サポート・センター	いわき市常磐湯本町上浅貝 22-1	0246-43-0813

12 公営住宅

入居者は一定の収入額以下であり、住宅に困っている人であることなどの条件を満たす人です。県営住宅の入居者は、申し込み多数の場合は、応募者の中から抽選によって決定されます。また、県営住宅は、母子家庭について優先入居制度があります。

○問い合わせ先

■ 市町村営住宅 各市町村の住宅課、建設課等の公営住宅担当窓口

※ 申し込み受付の時期等は、各市町村により異なります。

■ 県営住宅

地 区	問 い 合 わ せ 先	電 話 番 号
県北地区	県北地区県営住宅管理室	024-521-7991
県中地区	県中地区県営住宅管理室	024-935-1518
県南地区	県南建設事務所行政課	0248-23-1616
会津地区	会津地区県営住宅管理室	0242-29-5527
相双地区	相双建設事務所行政課	0244-26-1207
いわき地区	いわき地区県営住宅管理室	0246-35-1733

13 福島県奨学生

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる場合に、応募者の中から書類選考のうえ決定されます。

○問い合わせ先 福島県教育庁学習指導課

〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 電話 024-521-7775

14 高等学校就学支援金制度

平成 26 年 4 月から高校等の授業料の支援として「高等学校等就学支援金」が支給されます。(市町村民税所得割額 30 万 4, 200 円未満の世帯)

就学支援金を受け取るには、学校(学校設置者)に申請書と保護者の課税証明書を提出していただくことが必要です。就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当されます。学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人(保護者)が支払う必要があります。

○問い合わせ先

○ 在学する高校にお尋ねください。

- 県内の私立高等学校にも同様の制度がありますので、在学している高校にお尋ねください。

15 高校生等奨学給付金制度

平成26年度より、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯に対し、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を給付します。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

○問い合わせ先

- 在学する高校にお尋ねください。
- 県内の私立高等学校にも同様の制度がありますので、在学している高校にお尋ねください。

16 JR通勤（鉄道）定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、通勤定期乗車券の割引購入制度が利用できます。 割引率 3割

○問い合わせ先 市町村担当課（P. 58～59「各市町村担当窓口一覧表」参照）

17 福島県保健福祉事務所等

保健福祉事務所等では、次のような相談を受付けています。相談は無料です。相談の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- (1) 母子家庭等のみなさんからの子育てに関する事、仕事に関する事など生活上のいろいろな相談
- (2) 児童の非行、不登校、障がいに関する事など、家庭や児童の養育に関する様々な相談

事務所名	電話番号
福島県県北保健福祉事務所	福島市 024-534-4118
伊達福祉相談コーナー	桑折町 024-582-2211
安達福祉相談コーナー	二本松市 0243-22-1128
福島県県中保健福祉事務所	須賀川市 0248-75-7809
田村福祉相談コーナー	三春町 0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	石川町 0247-26-2123
福島県県南保健福祉事務所	白河市 0248-22-5647
東白川福祉相談コーナー	棚倉町 0247-33-2225
福島県会津保健福祉事務所	会津若松市 0242-29-5278
耶麻福祉相談コーナー	喜多方市 0241-24-5747
両沼福祉相談コーナー	会津坂下町 0242-83-2115
福島県南会津保健福祉事務所	南会津町 0241-63-0305
福島県相双保健福祉事務所	南相馬市 0244-26-1134
富岡福祉相談コーナー（休止中）	富岡町 0240-22-5125

18 福島県児童相談所

次のような相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

・育児の悩み ・子どもの養育 ・虐待かなと思ったとき ・子どもの非行 ・性格や行動のこと ・子どもの発達のこと ・障がいについて ・不登校やいじめ など

相談所名	電話番号
中央児童相談所	(福島市) 024-534-5101
県中児童相談所	(郡山市) 024-935-0611
〃 白河相談室(県南保健福祉事務所内)	(白河市) 0248-22-5648
会津児童相談所	(会津若松市) 0242-23-1400
〃 南会津相談室(南会津保健福祉事務所内)	(南会津町) 0241-63-0309
浜児童相談所	(いわき市) 0246-28-3346
〃 南相馬相談室(相双保健福祉事務所内)	(南相馬市) 0244-26-1135

○ 子ども家庭テレフォン相談

福島県内全域から受け付けています。電話 024-536-4152

相談日 毎日(祝日と年末年始は休みです。)

相談時間 9時～20時(土曜・日曜の相談時間も同じです。)

○ 子ども家庭メール相談

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan>

※ 携帯電話からは御利用できません。

19 福島県女性のための相談支援センター

女性相談員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題など女性からのあらゆる相談に応じます。

- ・相談時間 9時～21時 ・相談方法 電話、来所
- ・相談専用電話 024-522-1010(祝日等を除きます。)
- ・家族から暴力を受け、避難するなど緊急の場合 **110番** 警察へ

20 福島県男女共生センター

男女が日常生活の中で直面する、さまざまな悩みや問題を解決するためのお手伝いをしています。法律相談・健康相談のほか、起業や就職に関する相談を受け付けています。

○ 問い合わせ先 福島県男女共生センター

〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1 電話0243-23-8304

ホームページ: <http://www.f-miraikan.or.jp>

E-mail: mirai@f-miraikan.or.jp ※月曜日は休館となります。

- ◇ 法律相談・健康相談(予約制) 相談料: 無料 → 電話 0243-23-8320 にてお問い合わせください。
- ◇ チャレンジ相談(起業や就職などの相談) 相談料: 無料 → 男女共生センターのホームページをご覧ください。電話 0243-23-8304 にてお問い合わせください。

21 福島家庭裁判所

離婚、財産分与、子どもの養育料など家庭に関する問題について、「調停」「審判」などの申立手続に関する情報を提供しています。

ただし、裁判所の職務の性質上、中立の立場を保つ必要があるため、どのような申立てをすべきかといったアドバイスや、調停や審判の具体的な見通し（申立てが認められるか、金額はいくら受け取れるか等）についてはお答えできません。

○問い合わせ先

家庭裁判所等	住 所	電 話 番 号
福島家庭裁判所	福島市花園町5-38	024-534-2436
〃 相馬支部	相馬市中村字大手先48-1	0244-36-5162
〃 郡山支部	郡山市麓山1-2-26	024-932-5855
〃 白河支部	白河市郭内146	0248-22-5591
〃 会津若松支部	会津若松市追手町6-6	0242-26-5831
〃 いわき支部	いわき市平字八幡小路4-1	0246-22-1376
〃 棚倉出張所	棚倉町大字棚倉字南町78-1	0247-33-3458
〃 田島出張所	南会津町田島字後原甲3483-3	0241-62-0211

22 福島県弁護士会

料金の不安などから弁護士に相談できないことのないよう、どの弁護士に相談しても、初回については一律料金としています。なお、多重債務相談は初回無料です。

2回、3回と相談する場合には、一般の法律相談となりますので、相談料をその弁護士に確認してください。収入により扶助相談も可能です。

相談料 有料 30分以内5,400円（消費税込）

○問い合わせ先 福島県弁護士会

福島市山下町4-24 電話024-534-2334

各地の相談センター（予約制）

相談センター名	住 所	電 話 番 号
福島法律相談センター	福島市山下町4-24	024-536-2710
郡山法律相談センター	郡山市堂前町25-23	024-936-4515
白河法律相談センター	白河市大手町3-10 あぶくま会館D号	0248-22-3381
会津若松法律相談センター	会津若松市追手町3-24 大手門ビル201	0242-27-0264
いわき法律相談センター	いわき市平字八幡小路4-1	0246-22-1320
相馬法律相談センター	相馬市中村字桜ヶ丘56-1 TK ウェルネス桜ヶ丘101	0244-36-4789

23 福島県子ども救急電話相談

夜間に突然、こどもさんの体の具合が悪くなった場合、こども救急電話相談を御利用ください。看護師や医師などが家庭での対処法などについてアドバイスします。

短縮ダイヤル #8000 (プッシュ回線・携帯電話)

または 024-521-3790 (アナログ回線など)

○問い合わせ先 福島県保健福祉部地域医療課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話 024-521-7221

各市町村担当窓口一覧表(2-1)

市町村名	担当課	担当係	電話番号
福島市	児童福祉課	子育て支援係	024-525-3767
会津若松市	こども家庭課	こども給付グループ	0242-39-1243
郡山市	こども支援課	給付係	024-924-2411
いわき市	子ども家庭課	家庭支援係	0246-22-7452
白河市	こども課	支援係	0248-22-1111
須賀川市	こども課	子育て支援係	0248-88-8114
喜多方市	社会福祉課	子育て支援室	0241-24-5229
相馬市	社会福祉課	児童家庭係	0244-37-2204
二本松市	子育て支援課	子ども家庭係	0243-55-5094
田村市	社会福祉課	子育て支援係	0247-81-2273
南相馬市	男女共同こども課	子育て支援係	0244-24-5215
伊達市	こども支援課	支援係	024-577-3128
本宮市	子ども福祉課	子育て支援係	0243-33-1111
桑折町	保健福祉課	地域福祉係	024-582-1134
国見町	保健福祉課	社会福祉係	024-585-2793
川俣町	こども教育課	子育て支援係	024-566-2111
大玉村	健康福祉課	社会福祉係	0243-24-8115
鏡石町	健康福祉課	福祉グループ	0248-62-2115
天栄村	住民福祉課	福祉係	0248-82-2115
下郷町	健康福祉課	福祉係	0241-69-1199
檜枝岐村	住民課	福祉係	0241-75-2502
只見町	保健福祉課	福祉班	0241-84-7010
南会津町	健康福祉課	子育て支援係	0241-62-6170
北塩原村	住民課	医療福祉班	0241-23-3113
西会津町	健康福祉課	福祉介護係	0241-45-2214
磐梯町	町民課	保健福祉グループ	0242-74-1216

注：掲載の窓口は市町村の母子等福祉担当窓口となります。シングルマザーやお子さんの状況など、お問い合わせ内容により、事業を御案内などいたしますので、お気軽に御相談ください。

各市町村担当窓口一覧表(2-2)

市町村名	担当課	担当係	電話番号
猪苗代町	保健福祉課	社会福祉係	0242-62-2115
会津坂下町	子ども課	子育て支援係	0242-84-3712
湯川村	住民税務課	住民福祉係	0241-27-8810
柳津町	町民課	住民福祉班	0241-42-2118
三島町	町民課	福祉係	0241-48-5565
金山町	住民課	保健福祉係	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課	保健福祉係	0241-57-2645
会津美里町	福祉課	社会福祉係	0242-55-1181
西郷村	福祉課	児童福祉係	0248-25-1509
泉崎村	保健福祉課	社会福祉係	0248-54-1333
中島村	保健福祉課	住民福祉係	0248-52-2174
矢吹町	学校教育課	子育て支援室	0248-42-2230
棚倉町	健康福祉課	福祉係	0247-33-2117
矢祭町	町民福祉課	福祉グループ	0247-46-4573
塙町	健康福祉課	福祉係	0247-43-2115
鮫川村	住民福祉課	福祉係	0247-49-3113
石川町	保健福祉課	児童福祉係	0247-26-0811
玉川村	健康福祉課	社会福祉係	0247-57-4623
平田村	健康福祉課	福祉係	0247-55-3119
浅川町	保健福祉課	福祉係	0247-36-4123
古殿町	生活福祉課	社会福祉係	0247-53-4616
三春町	保健福祉課	福祉グループ	0247-62-3166
小野町	健康福祉課	社会福祉担当	0247-72-6934
広野町	町民課	福祉環境グループ	0240-27-2115
榎葉町	住民福祉課	社会福祉係	0246-38-6943
富岡町	健康福祉課	福祉係	024-983-9035
川内村	保健福祉課	保健福祉係	0240-38-2941
大熊町	福祉課	福祉係	0242-26-3844
双葉町	健康福祉課	福祉介護係	0246-84-5205
浪江町	教育委員会事務局	子育て支援係	0243-62-0170
葛尾村	住民生活課	住民生活係	0247-61-2850
新地町	健康福祉課	福祉係	0244-62-2931
飯舘村	健康福祉課	福祉係	024-562-4259

注：掲載の窓口は市町村の母子福祉等担当窓口となります。シングルマザーやお子さんの状況など、お問い合わせ内容により、事業を御案内などいたしますので、お気軽に御相談ください。

参 考 资 料

計画の策定経過

- 平成17年 3月 福島県母子寡婦自立支援計画策定（第1次計画）
- 平成20年 4月 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正（平成20年厚生労働省告示第248号）
- 平成22年 3月 福島県母子家庭等自立支援計画策定（第2次計画）
- 平成25年 3月 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正（平成25年厚生労働省告示第31号）
- 平成26年 8月 福島県ひとり親家庭実態調査の実施
- 平成26年11月 第1回福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会 開催
日時 平成26年11月19日（水） 午前10時～12時
場所 県北保健福祉事務所 4階 中会議室
議題 1 福島県ひとり親家庭実態調査について
2 福島県ひとり親家庭等自立支援計画（素案）について
- ※以下予定
- 平成26年11月 第2回福島県子ども・子育て会議からの意見聴取
日時 平成26年11月21日（金） 午後1時30分～
- 平成26年12月 パブリックコメント実施
- 平成27年 1月 福島県ひとり親家庭等実態調査結果報告書
- 平成27年 2月 第2回福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会 開催
- 平成27年 3月 福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定（第3次計画）

福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 平成22年3月の福島県母子寡婦自立支援計画の改定後5年が経過する中で、本県における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯(以下「ひとり親家庭等」という。)を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、ひとり親家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要がある。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援をより充実強化するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、自立の基本指針となる「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」(以下「計画」という。)を策定するに当たり、広い視野から意見と提言を得るために、福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 懇談会において検討する内容は、次のとおりとする。

- (1) 県内のひとり親家庭等の現状や課題に関すること。
- (2) 計画の策定及び推進管理に関すること。
- (3) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる構成団体等により組織し、委員は、団体からの推薦等に基づき子育て支援担当理事が委嘱する。

2 懇談会の委員長には、福島県保健福祉部次長(自立支援担当)をもって充てる。

(会議)

第4条 懇談会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定する構成員以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部児童家庭課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

別表1

構 成 団 体 等	人 数
学識経験者	1 名
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	1 名
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島	1 名
福島県民生児童委員協議会	1 名
市町村代表	1 名
福島県（福島県保健福祉部）	1 名

福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会委員

設置要綱別表1 構成団体等	所属	職	委員名
学識経験者	国立大学法人福島大学 行政政策学類	准教授	丹 波 史 紀
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	人材研修課	課長	村 島 克 典
特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島		理事長	遠 野 馨
福島県民生児童委員協議会	福島市民生児童委員協議会	主任児童委員	古 関 久 美 子
市町村代表	会津坂下町	子ども課 子育て支援係 長	鈴 木 千 代 子
福島県(福島県保健福祉部)	自立支援総室	次 長	須 賀 正 弘